



肥料制度の解説

消費・安全局 農産安全管理課

令和5年10月

農林水産省

資料の構成

第1章 肥料制度の概説	3	第10章 委託、賃借及び施用者委託配合	86
第2章 肥料の規格	15	第11章 BSEに係る規制	88
第3章 普通肥料の登録及び仮登録	27	第12章 適用除外	89
第4章 指定混合肥料の届出	40	第13章 立入検査・報告徴収等	90
第5章 特殊肥料の届出	57	第14章 肥料の生産工程管理	91
第6章 販売	62	第15章 行政処分や罰則等	92
第7章 表示	64	第16章 肥料手続きのオンライン対応	93
第8章 虚偽宣伝や紛らわしい名称の使用の禁止	80	第17章 令和元年の肥料制度見直し	95
第9章 帳簿	82	(参考資料)	120

第1章 肥料制度の概説

- (1) 肥料の定義
- (2) 肥料の役割
- (3) 肥料に係る規制背景と肥料のリスク
- (4) 制度の構成
- (5) 肥料法における肥料の区分
- (6) 肥料の原料と材料
- (7) 「業」として行う行為
- (8) 肥料制度の沿革

■ 肥料の定義

肥料とは、肥料法で、①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学変化をもたらすことを目的として土壌に施される物、②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものと定義されています。

すなわち、窒素をはじめとした植物にとっての必須成分を含むもののほか、アルカリ分などの土壌の化学性を改善する成分を含むもので土壌に施用される物のほか、葉面散布などで作物に直接施用するものも対象となります。

どのようなものを肥料とするかは、後述する公定規格等で具体的に定めていますが、こうした定義から植物の栄養成分や土壌の化学性を改善する成分を含まないものは肥料として生産・流通できないほか、土壌の物理性や生物性の改善のために施用されるものは地力増進法においては土壌改良資材と定義されています。

■ 肥料の定義

植物の栄養のため土壌に施用されるもの
(窒素肥料等)

土壌の化学性の改善のために土壌に施用されるもの
(アルカリ肥料等)

植物の栄養のため植物に施用されるもの
(葉面散布される肥料)

■ 植物の必須成分と肥料における主成分の関係

- ・植物の必須成分 (17成分)
- ・その他植物の生育に有用な成分 (ナトリウム等)

肥料法上の「主成分」(9成分)
肥料として普遍的に効果があり、肥料の保証票に記載することが認められる成分

N、P、K、Ca、Mg、Mn、Si、B、S

Q & A

土壌改良を目的とした資材は、肥料として登録等が必要ですか。

(答) 消石灰など、土壌の化学性を改善するための資材であれば、肥料としての登録が必要です。また、バーク堆肥など、地力増進法の土壌改良資材に該当するものでも、特殊肥料の堆肥に該当するものは、土壌改良を目的とする資材であっても、特殊肥料として届出や表示が必要となります。

■ 肥料の役割

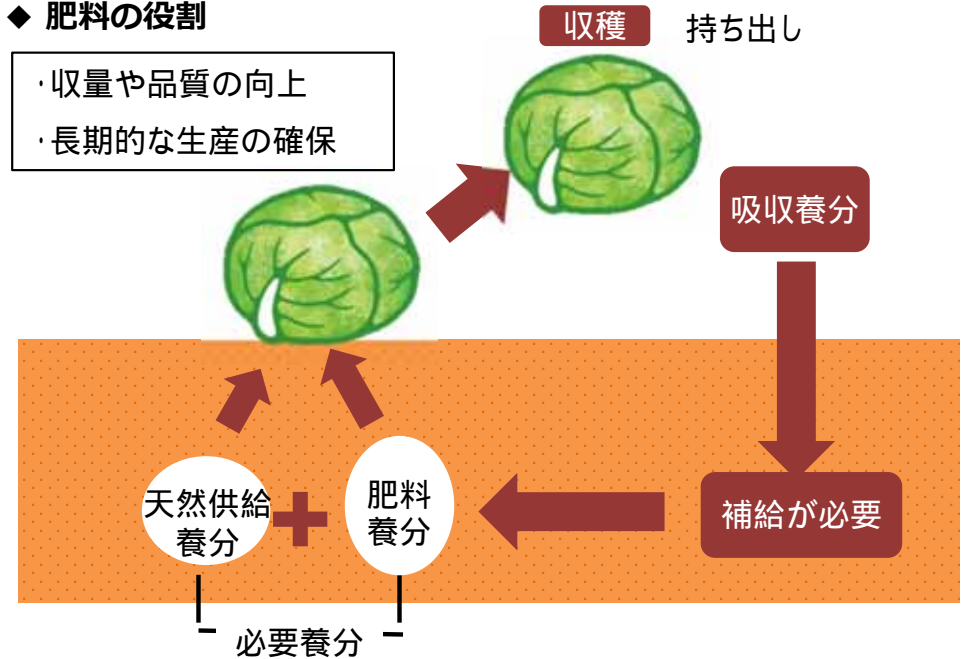
作物が成長するためには、窒素、りん酸、加里などの**栄養分の補給が必要**です。

土壌からも栄養分は供給されるものの、**土壌からの供給のみでは収量や品質は低い水準に止まります**。また、作物の収穫により、土壌の**栄養成分は長期的に不足**が進行します。

収量や品質を向上するとともに、**不足する栄養分等を補い、長期的に生産を確保**するため、農家は作物や土壌に応じて、経営判断で適切な肥料を選択しています。

◆ 肥料の役割

- ・収量や品質の向上
- ・長期的な生産の確保



出典：「図解でよくわかる 土・肥料のきほん」（誠文堂新光社）を基に作成

	肥料施用区	無肥料区 (施用区を100とした収量 指数)
麦類	100	39
水稲 (玄米)	100	78

出典：「水稲とムギ類の三要素試験成績（収量指数）」
（日本農研、1953）（施肥標準調査による）を基に作成

■ 肥料に規制が導入されている理由

肥料は、農業生産の重要な基礎資材ですが、見た目でその品質を判別することが困難なものもあり、肥料生産業者と農家の間に情報格差が発生しやすいため、公正な取引が行われない恐れがあります。これまでも、肥料に土などの異物を混入させて肥料の品質が低下するなどの事案が度々発生してきました。

このような格差を解消するためには、取引上有利な立場にある肥料業者が製品の品質に関する正確な情報を農家に提供する仕組みが必要です。また、それを担保するための検査制度の確立を図るため、法律による規制がなされています。

■ 肥料の特質

肥料には、鉱物を原料とするものや化学合成されたもの、産業副産物を原料とするものなど、様々なものがあります。

世界的に鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成による肥料製造においても副産物が活用されるようになってきているなど、産業副産物を原料として生産される肥料が多くなっており、有害物質の管理など安全確保が重要になっています。

■ 見た目では品質を判別することが困難な肥料の例

(1) 化学合成により製造された肥料

硫安



尿素



(2) 産業副産物を原料とした肥料

副産肥料



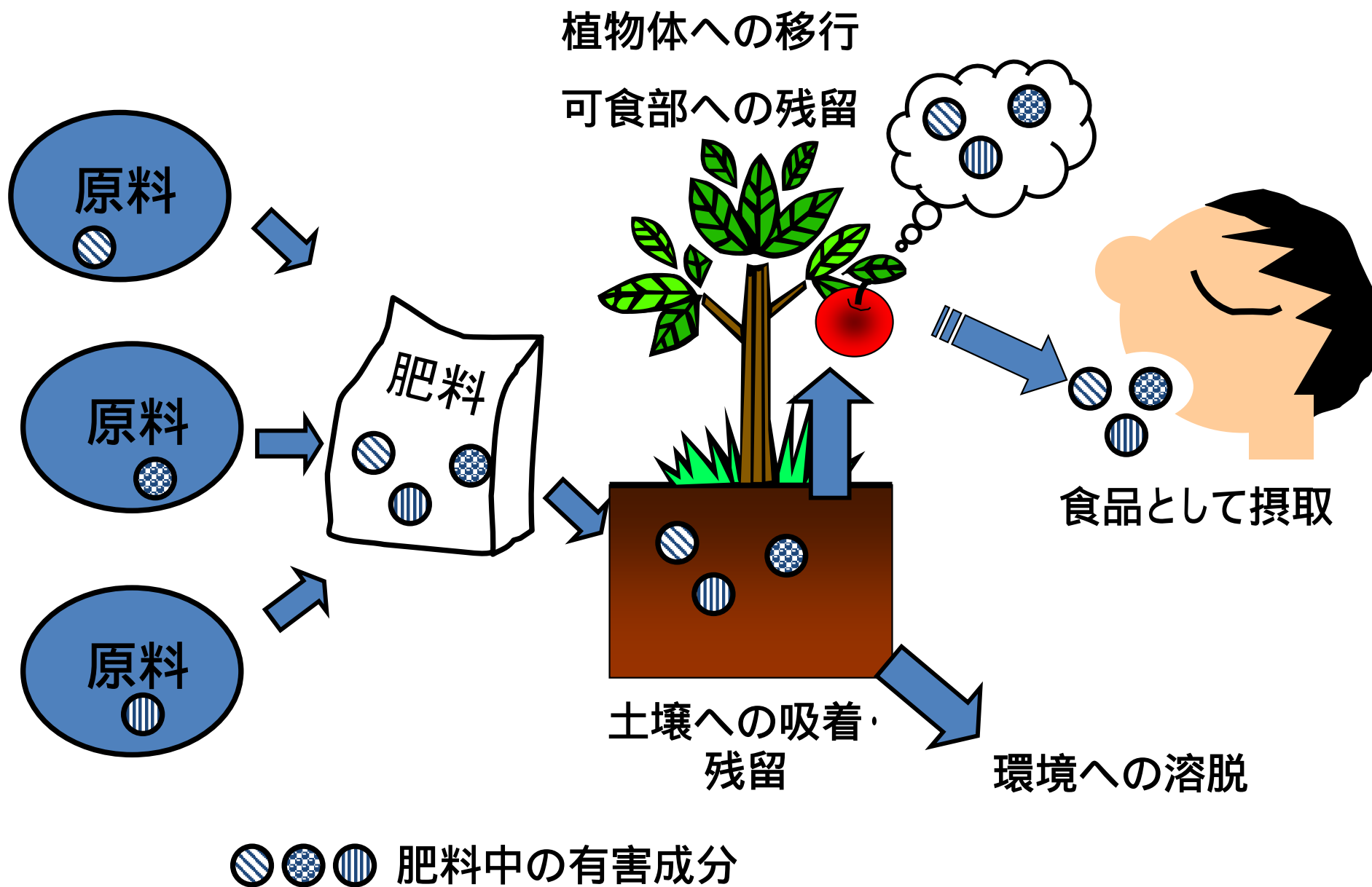
液状肥料



Q & A

肥料と土壌改良資材の違いは何ですか。

(答) 土壌改良資材は、地力増進法において「土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの」と定義されており、政令で12資材が指定されています。一方、肥料は、植物の栄養のため土壌に施用されるものが含まれるので、バーク堆肥や腐植酸質資材のように、肥料でもあり土壌改良資材でもあるものが存在します。



ひ素

- 濃度が高いとき植物の生育を阻害
- 植物には吸収されるが地上部にはあまり移行しない
- 有機ひ素は無機ひ素に比べ悪影響の程度が小さい

- りん鉱石
- 汚泥
- 魚介類臓器

カドミウム

- 濃度が高いとき植物の生育を阻害
- 農作物の生育阻害が認められる水準以下でも人畜に被害を生じる危険性あり

- りん鉱石
- 汚泥
- 魚介類臓器

ニッケル

- 微量では必須元素、高濃度で植物の生育を阻害
- 動物よりも植物に対して強い毒性
- 土壌中のニッケルは植物に吸収されにくい

- 各種鉱石
- スラグ
- 汚泥

クロム

- 水溶性クロム酸塩は高濃度で植物の生育を阻害
- 土壌中のクロムは植物に吸収されにくい
- 稲穂への移行は少ない

- 各種鉱石、スラグ
- なめし皮粉
- 汚泥

チタン

- 水溶性の硫酸塩は高濃度で植物の生育を阻害
- 肥料中のチタンは酸化型で植物に吸収されにくい

- 各種鉱石
- スラグ

水銀

- 植物の生育を阻害する成分
- 水田(還元状態)では吸収されにくい

- 汚泥
- 魚介類臓器

鉛

- 植物の生育を阻害
- 土壌中の鉛は植物に吸収されにくい

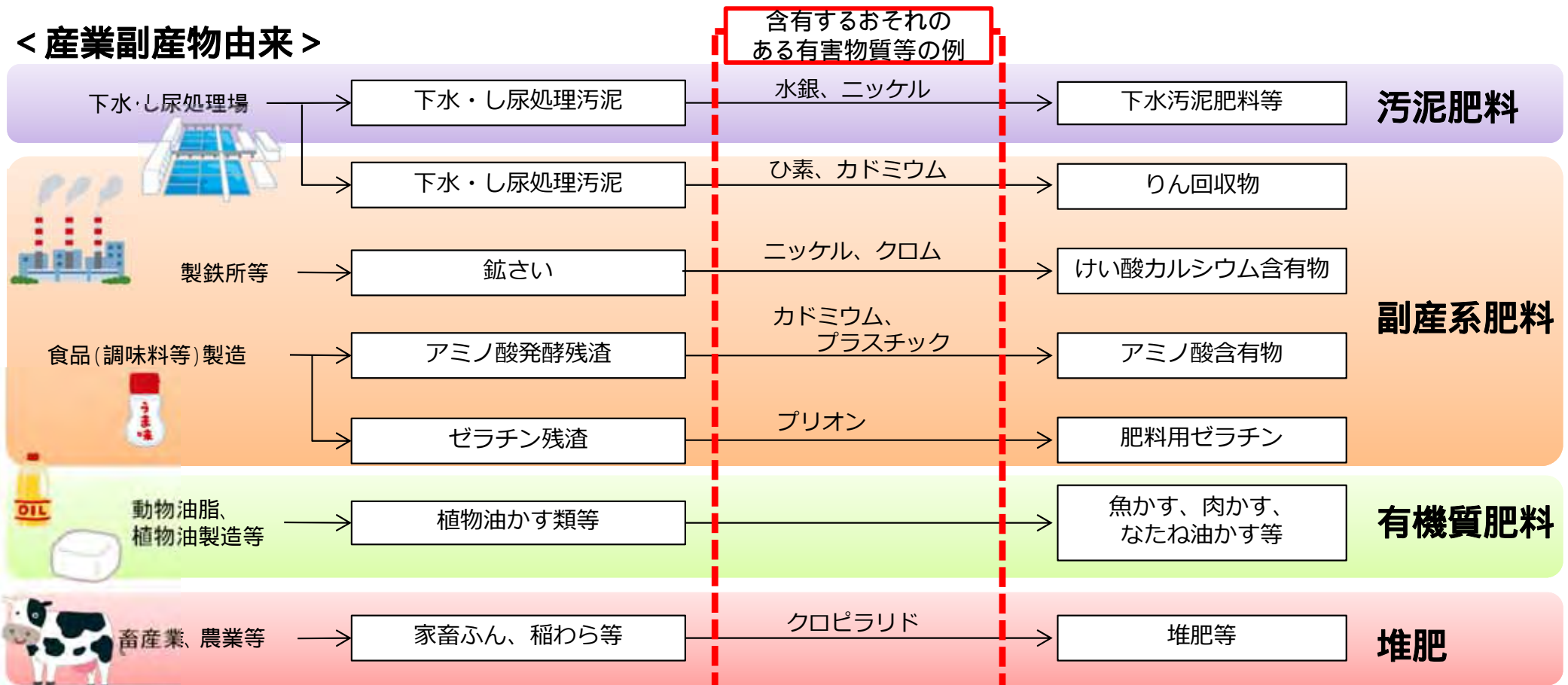
- 家畜ふん尿
- 汚泥

第1章 肥料制度の解説

(3) 肥料に係る規制背景と肥料のリスク【他産業由来の肥料】

- 肥料は、**鉱物**を原料とするものや**化学合成**されたものと、**産業副産物**を原料とするものに大別
- 鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成においても副産物が利用されるなど、産業副産物や廃棄物を原料として生産される肥料が多くなっており、**原料**や**有害物質の管理**など**安全確保**が重要

< 産業副産物由来 >



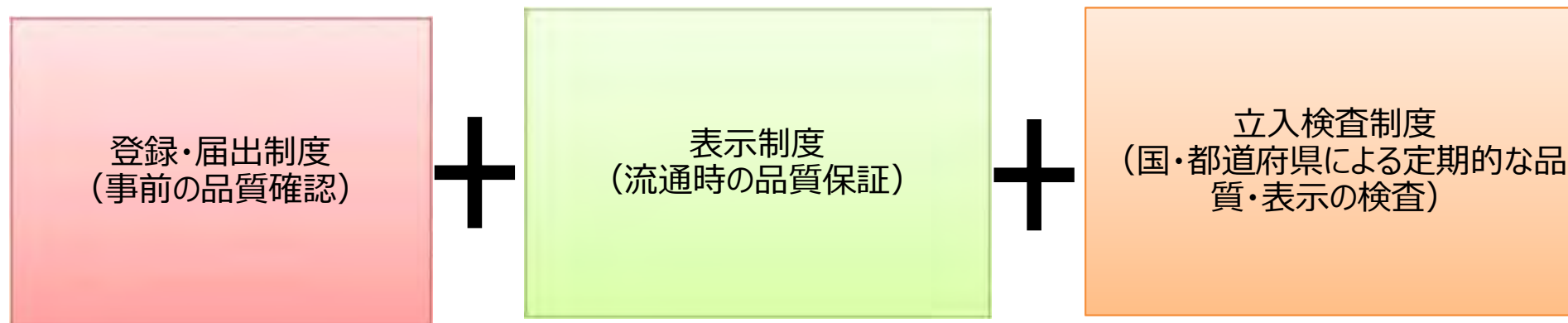
< 鉱物を原料とするものや化学合成されたもの >



■肥料制度の構成

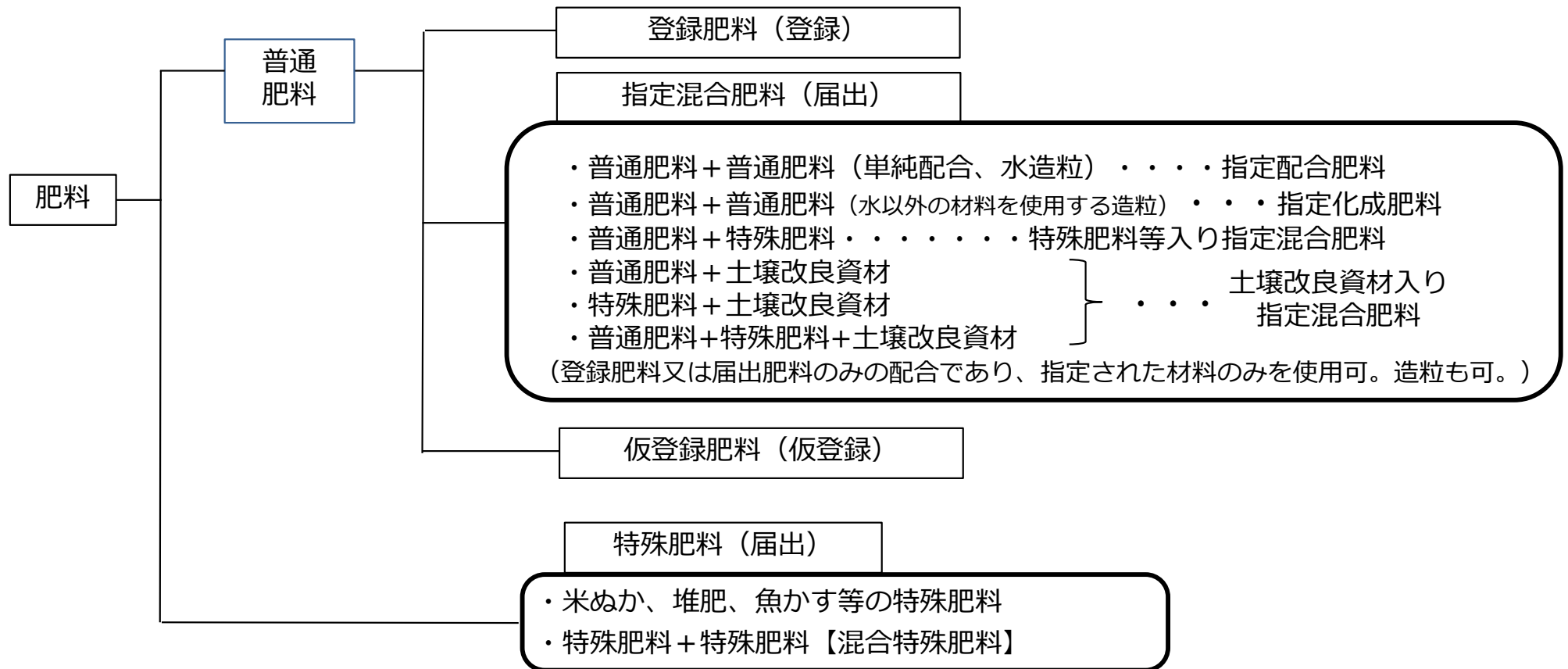
「肥料の品質の確保等に関する法律」(以下「肥料法」といいます。)では、肥料の品質を確保するため、肥料業者に製品の登録を受けることや、生産開始の届出をすることを義務付けています。また、販売にあたっては、成分含量や原材料等、消費者が品質を判別するために必要な情報を保証票又は「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」に記載し、個別の製品に添付することを義務付けています。

国及び都道府県は、立入検査により、登録時に確認した品質が保たれていることや、表示が適正になされているかを、定期的に確認しています。



肥料法では、肥料は、特殊肥料と普通肥料に大別されます。特殊肥料は米ぬか、堆肥など具体的に定められており、定めのないものはすべて普通肥料に分類されます。

普通肥料にはさらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれています。



■ 肥料法上の原料とは

肥料の生産に用いられる素材のうち、必要不可欠なもの
(主に肥料の定義に記載されているもの)

■ 肥料法上の材料とは

(肥料法施行規則第4条第四号に規定)

肥料の生産に用いられる原料以外の素材で、主に肥料の付加価値又は効果を高めるものであり、必要最小量添加が可能

■ 肥料法上の原料

- 肥料の主成分に係るもの
【例】尿素、りん鉱石、塩化加里、ほう酸塩
- 肥料の形態又は効果等に直接関与するもの
【例】被覆原料、吸着原料

■ 肥料法上の材料

- 防止する材料 (7種類)
固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗、悪臭
- 促進する材料 (9種類)
粒状化、成形、展着、組成均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵、効果発現
- その他の材料 (5種類)
着色、(土壌中の)分散促進、反応緩和、硝酸化成抑制、(牛等の)摂取防止

■ 肥料法で規制されるのは、

肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。）
肥料の輸入
肥料の販売
を業として行う行為です。

■ 業として行うとは、

- ・ 生産、輸入、販売を反覆継続する意志をもって行うことを意味します。
- ・ 1回の行為であっても、反覆する意志をもって行われるときは業として取り扱われます。
- ・ 利益を得ることを目的とするかどうかは問いません。



農業協同組合、都道府県、市町村等の公共団体による場合であっても、業者として規制を受けます。

研究等を目的として行われる小規模な肥料の生産、輸入は、業として行う場合に該当しない場合が多いですが、その態様によっては、業として行っていると認められる場合があります。

■ 業とする者は、

法人格を有しない任意組合、設立登記前の会社等は本法の業者とはなり得ず、これを構成する個人が対象となります。

Q & A

生産した肥料は無償で配布しているものですが、この場合でも登録や届出が必要ですか。

(答) 生産や輸入した肥料を、反覆継続して他者に引き渡すのであれば、有償、無償を問わず、登録や届出が必要になります。

Q & A

サンプルや試験研究用として肥料を生産又は輸入する場合にも、登録や届出が必要ですか。

(答) 肥料法は、最終的に、農業生産力の維持増進に寄与し、安全な農産物を生産することを目的としています。
(1)肥料成分を分析するためのサンプルとして生産又は輸入し、肥料としては使用しない（農地や植物に施用しない）。
(2)肥料として使用するが、肥料の効果などを確認するために試験場で使用し、収穫した農産物を一般国民が食べることは無い。
これらの場合は、法の目的から見て、法の適用とする必要がないので、登録や届出は必要ありません。
例えば、当該肥料を、一般の農家に対して、試験研究用又はサンプルと称して配布するような場合は、登録又は届出の必要があります。



第1章 肥料制度の解説 (8) 肥料制度の沿革

明治20年代	民間の流通業者による自主的な検査を実施
明治32年	肥料取締法（旧法）制定
明治41年	法改正 ・保証成分はN、P、Kの三要素 ・営業を都道府県知事の免許制 ・肥料の保証票の添付 ・肥料検査官の配置
昭和25年	肥料取締法制定 ・保証成分はN、P、Kに加えてCa、Mg、Si、Mn、B ・免許制から登録制への移行（公定規格の設定） ・農林省肥料検査所（FAMICの前身）の設置

昭和25年の肥料取締法の制定以降、今日まで23回の改正を実施。主なものは以下の通り。

昭和58年改正	指定配合肥料制度の導入 植物に有害な肥料の流通等の規制措置の整備
平成11年改正	堆肥等の品質表示の義務化 汚泥肥料等の品質の保全の必要性が大きい肥料を特殊肥料から普通肥料に移行
平成15年改正	法の目的に「国民の健康の保護に資すること」を明記 特定普通肥料制度の創設
令和 元年改正	指定混合肥料制度の創設 原料管理制度（原料規格、原料帳簿等）の導入 法律名称を「肥料の品質の確保等に関する法律」へ

第2章 肥料の規格等

(1) 普通肥料の公定規格

- ① 公定規格とは
- ② 公定規格の種類
- ③ 公定規格の内容
 - イ 保証成分
 - ロ 有害成分
 - ハ その他の制限事項
- ④ 植害試験
- ⑤ 原料規格
- ⑥ 品質管理計画と大臣確認

(2) 特殊肥料の指定

- ① 特殊肥料の種類
- ② 特殊肥料の指定の内容
(参考)特殊肥料の一覧

第2章 肥料の規格等 (1) 普通肥料の公定規格

① 公定規格とは

■ 公定規格とは

公定規格は、肥料の品質が一定水準より低下することを防ぐために設定された肥料登録の最低条件です。基本的には「肥料の種類」、「含有すべき主成分の最小量（主成分）」、「含有を許される有害成分の最大量（有害成分）」、「その他の制限事項」の4項目によって構成されています。

- ① 「肥料の種類」とは、生産方法や品質、性状などに着目した肥料の分類です。また、当該肥料の種類に合致する生産方法の定義についても併せて規定しています。
- ② 「主成分」とは、保証可能な成分の種類と、成分の種類ごとに、最低限含まなければならない成分量（%）を定めています。
- ③ 「有害成分」とは、肥料原料に由来する成分のうち、作物の生育への悪影響や、土壌環境への汚染の原因となり、最終的に作物の生産上悪影響を及ぼす成分の種類と、各有害成分ごとに肥料中に含有を許される最大量を定めています。
- ④ 「その他の制限事項」には、主成分及び有害成分以外の、肥効や安全性の確保に必要とされる事項（例えば粒度や植害試験、BSE蔓延防止のための管理措置等）を定めています。

公定規格の改正に当たっては、食品安全基本法第24条の規定により、食品安全委員会の意見を聴くことになっています。

【記載例】

① 肥料の種類 肥料の種類名	② 含有すべき主成分の最小量（%）	③ 含有を許される有害成分の最大量（%）	④ その他の制限事項
被覆窒素肥料 (窒素質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。) ↑ 製法の定義	一 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれか一について 10.0 二 1 アンモニア性窒素を保証するものにあつては、アンモニア性窒素 1.0 2 硝酸性窒素を保証するものにあつては、硝酸性窒素 1.0 (以下省略)	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有量 1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.04 亜硝酸 ビウレット性窒素 0.02 スルファミン酸 0.01 ↑ 有害成分の種類とその最大量 (最大量は施用量を考慮し、含有成分1%あたりの値にしている)	一 窒素は水溶性であること。二 窒素の初期溶出率は、50%以下であること。 三 牛、めん羊又は山羊(以下、「牛等」という。)由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。)を使用する場合には、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。)別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達制海綿状脳症の発生を予防するための措置(以下「管理措置」という。)が行われたものであること。 (以下省略) ↑ BSE蔓延防止の為の規定

↑ 保証可能な成分の種類と、最低限含まれる必要がある成分値

第2章 肥料の規格等 (1) 普通肥料の公定規格

② 公定規格の種類

1. 窒素質肥料 (20)

単一化合物群 (18)
被覆窒素肥料
混合窒素肥料

2. リン酸質肥料 (13)

単一化合物群 (9)
溶成けい酸りん肥
加工りん酸肥料
被覆りん酸肥料
混合りん酸肥料
菌体りん酸肥料

3. 加里質肥料 (12)

単一化合物群 (10)
被覆加里肥料
混合加里肥料

4. 有機質肥料 (42)

単一有機質物 (40)
混合有機質肥料
副産 副産動植物質肥料 (副産植物質肥料、 副産動物質肥料)

5. 副産肥料等 (5)

副産	副産肥料 (副産窒素肥料、 副産りん酸肥料、 副産加里肥料、 副産複合肥料、 副産苦土肥料(2)、 副産マンガン肥料)
	液状肥料 (液状副産窒素肥料、 液状窒素肥料、 液体りん酸肥料、 液状複合肥料、 液体副産Mh肥料、 液体微量要素複合肥料)
	家庭園芸用複合肥料
	菌体肥料
	吸着複合肥料

6. 複合肥料 (12)

単一	溶成複合肥料
	りん酸マグネシウム アンモニウム
	硝酸加里
	りん酸加里
	りん酸アンモニア
混合	混合動物排せつ物 複合肥料
	混合堆肥複合肥料
	混合汚泥複合肥料
	配合肥料
	化成肥料
被覆複合肥料	
加工	成形複合肥料

7. 石灰質肥料 (7)

単一	単一化合物群 (4)
	硫酸カルシウム
	混合石灰肥料
副産石灰肥料	

8. けい酸質肥料 (6)

単一化合物群 (6)

9. 苦土質肥料 (9)

単一化合物群 (6)
加工苦土肥料
被覆苦土肥料
混合苦土肥料

10. マンガン質肥料 (5)

単一化合物群 (3)
加工マンガン肥料
混合マンガン肥料

11. ほう素質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工ほう素肥料

12. 微量要素複合肥料 (2)

単一	溶成微量要素複合肥料
混合微量要素肥料	

13. 汚泥肥料等 (3)

汚泥肥料
水産副産物発酵肥料
S及びその化合物

- 規格の大きくくり化：25規格→6規格
- 複数の有効期間がある規格の統合：34規格→17規格
- 新たな規格の創設：6規格増加

合計 140 規格

※令和5年10月1日時点

単一化合物群	副産系の肥料	混合した肥料	被覆した肥料	加工した肥料	汚泥肥料等
--------	--------	--------	--------	--------	-------

第2章 肥料の規格等 (1) 普通肥料の公定規格

③ 公定規格の内容 イ 保証成分

窒素	りん酸	加里	アルカリ分	けい酸	苦土	マンガン	ほう素	石灰	硫黄
TN 窒素全量	TP りん酸全量	TK 加里全量	AL アルカリ分	SSi 可溶性けい酸	SMg 可溶性苦土	SMn 可溶性マンガン	CB 可溶性ほう素	TCa 石灰全量	TS 硫黄全量
AN アンモニア性窒素	CP 可溶性りん酸	CK 可溶性加里		WSi 水溶性けい酸	CMg 可溶性苦土	CMn 可溶性マンガン	WB 水溶性ほう素	SCa 可溶性石灰	SS 可溶性硫黄
NN 硝酸性窒素	SP 可溶性りん酸	WK 水溶性加里			WMg 水溶性苦土	WMn 水溶性マンガン		CCa 可溶性石灰	
	WP 水溶性りん酸							WCa 水溶性石灰	

■ 公定規格における有害成分の許容量

公定規格では、含有を許される有害成分の種類が、肥料の種類別に定められている。

窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち、最も大きい主成分の量の含有量1.0%につき、

硫青酸化物	0.01 (%)
ひ素	0.04 (%)
亜硝酸	0.04 (%)
ビウレット性窒素	0.02 (%)
スルファミン酸	0.01 (%)

が許容される最大量 (%) となっている。
他、肥料の種類毎に、別表第一、別表第二のとおりなどと定めているものもある。

・ 有害成分別表第一

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

・ 有害成分別表第二

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

■ 公定規格における、その他の制限事項

公定規格の、その他の制限事項に記載される内容は、右のようなものがある。

「その他の制限事項」には、主成分及び有害成分以外の、肥効や安全性の確保に必要とされる事項（例えば粒度や植害試験、BSE蔓延防止のための管理措置等）を定めています。

【例1】

- 一 3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に50%以上含有されること。
- 二 硫酸塩は、10%以下であること。
- 三 炭酸塩は、二酸化炭素として2.0%以下であること。

【例2】

- 一 窒素は水溶性であること。
- 二 窒素の初期溶出率は、50%以下であること。
- 三 牛、めん羊又は山羊（以下、「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達制海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。

- 従前は、肥料で植害試験を行っていたが、副産肥料では、製品での植害試験がなく、一部の原料で、また、汚泥肥料等では、原料又は製品での植害試験となった。
植害試験の対象は以下の3タイプとなる。

1 製品について実施

1. 熔成けい酸りん肥（汚泥を原料として使用したもの）
2. 乾燥菌体肥料（特定の業において副産された主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものを使用したもの）
3. 菌体肥料
4. 熔成複合肥料（汚泥を原料として使用したもの）
5. 熔成けい酸質肥料

2 原料について実施

6. 副産肥料（植害試験の対象となっている原料（要植害確認原料）を使用したもの）

3 製品又は原料について実施

7. 菌体りん酸肥料
8. 汚泥肥料
9. 水産副産物発酵肥料
10. 硫黄及びその化合物

⑤ 原料規格

■ 原料規格の設定

主成分の最小量を引き下げるだけでは、肥料生産の過程で肥効のない異物や、有害物質などが混入する余地が生じてしまいます。そこで、原料の条件について従来よりも詳細な「原料規格」を設定しました。原料規格に掲げる原料のみが使用可能になることによって、肥料効果のない異物や、有害物質が肥料中に混入するのを防ぎます。

また、原料規格を定めることによって、どのような副産物を肥料原料として用いることができるのかが事前に分かりやすくなるという側面があります。これにより、副産物の活用が促進されることを狙っています。

■ 原料規格が設定された肥料

- 1 原料の範囲を限定しなければ肥料の品質の確保が困難なもの
(多様な産業副産物を原料にできるもの 10種類)
 - ① 副産肥料
 - ② 副産動植物質肥料
 - ③ 液状肥料 (農水大臣の指定するものを除く。)
 - ④ 家庭園芸用複合肥料(農水大臣の指定するものを除く。)
 - ⑤ 化成肥料 (農水大臣の指定するものを除く。)
 - ⑥ 吸着複合肥料 (農水大臣の指定するものを除く。)
 - ⑦ 魚廃物加工肥料
 - ⑧ 乾燥菌体肥料
 - ⑨ 菌体肥料
 - ⑩ 菌体りん酸肥料

- 2 銘柄ごとの主成分が著しく異なり、植物にとっての有害成分を含有する恐れが高いもの
(多様な汚泥等を原料とするもの 3種類)
 - ① 汚泥肥料
 - ② 水産副産物発酵肥料
 - ③ 硫黄及びその化合物

第2章 肥料の規格等 (1) 普通肥料の公定規格

④ 原料規格

原料規格第1 (抄)		
分類番号	原料の種類	原料の条件
1	動物由来物質	イ 魚介類 (□に掲げるものを除く。) □～ハ (略)
2	植物由来物質	イ～ホ (略)
3	菌体由来物質	イ～ハ (略)

原料規格第2 (抄)		
分類番号	原料の種類	原料の条件
1	水溶性窒素化合物含有物	イ アミノ酸若しくは核酸又はこれらの塩 (試薬又は工業薬品として製造された化合物) □～ヲ
2	菌体含有物	イ～ホ (略)
3～15 (略)		

原料規格第3 (抄)			
分類番号	原料の種類	原料の条件	その他の制限事項
1	下水汚泥	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮。消化、脱水又は乾燥させたもの。	1～2 (略)
2	し尿汚泥	イ～ホ (略)	(略)
3～6 (略)			(略)

第2章 肥料の規格等 (1) 普通肥料の公定規格

④ 原料規格

- 原料規格第1の原料の種類は、動物由来物質、植物由来物質及び菌体由来物質に分類。
- 原料の条件は、これまで登録肥料としての実績があるものについて、それぞれの条件を列記。
- 排水処理施設から生じた汚泥は含まれない。

副産動植物質肥料の原料規格 (原料規格第1)

「原料の種類」は、
(肥効物質名)の形で記載

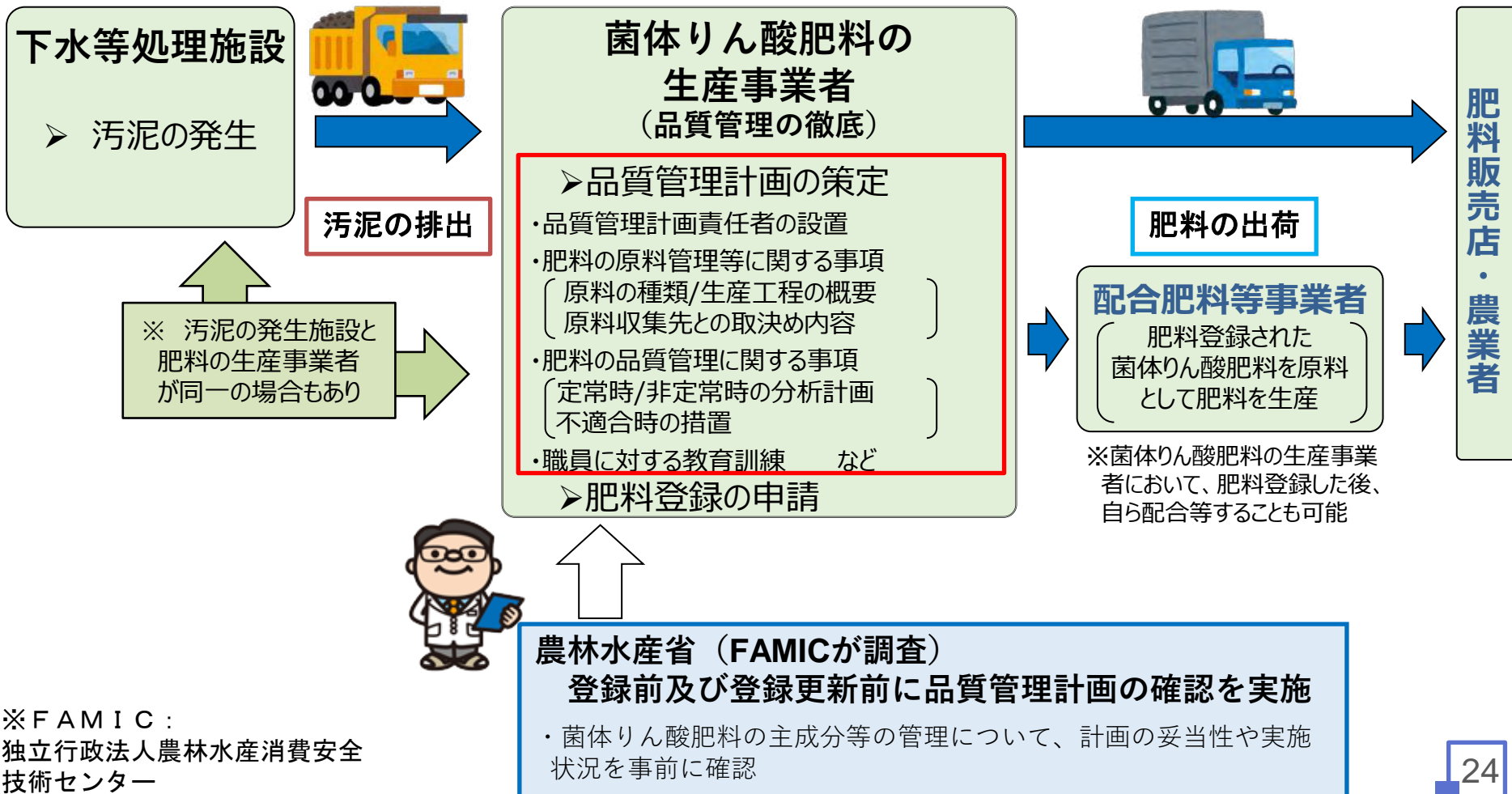
「原料の条件」には、登録肥料への使用実績がある原料の発生工程を記載し、それ以外の異物の混入を防ぐ。

分類番号	原料の種類	原料の条件
1	動物由来物質	イ 魚介類(口に掲げるものを除く。)
		ロ 魚介類の臓器を収集したもの(発酵させたものを含む。)
		ハ 繊維工業において副産された動物性繊維
		ニ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物(魚介類を除く。)
		ホ にかわ製造業、ゼラチン製造業又はなめし革製造業(クロムなめし革製造業を除く。)において副産されたゼラチン又はコラーゲン含有物
		ヘ イ、ハ、ニ又はホを発酵させたもの
2	植物由来物質	イ 農産物の生産の過程で発生した残さ(植物質のものに限る。)若しくは海藻又はこれらに酵素を加えたもの
		ロ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物
		ハ 廃糖蜜
		ニ でんぷん製造副産物
		ホ イ、ロ、ハ又はニを発酵させたもの

第2章 肥料の規格等 (1) 普通肥料の公定規格

⑥ 品質管理計画と大臣確認

菌体りん酸肥料の生産事業者は、品質管理計画責任者の設置、定期的な肥料成分や重金属等の分析など、品質管理を徹底して行う品質管理計画を作成し、その内容について、肥料登録の前に農林水産大臣の確認を受ける必要。



第2章 肥料の規格等 (2) 特殊肥料の指定

① 特殊肥料の種類、② 特殊肥料の指定の内容

■ 特殊肥料の種類

「法の定義」

- 特殊肥料とは、肥料法において、農林水産大臣が指定する米ぬか、堆肥、その他の肥料をいい、普通肥料は特殊肥料以外の肥料とされています。(法第2条第2項)

「特殊肥料の指定」(右欄)

- 具体的には、告示により47種類が定められています。
(「特殊肥料等を指定する件」
昭和25年農林省告示第177号)

○ 特殊肥料の特徴

指定されている特殊肥料は、

- 魚かす等の農家の経験等により識別できる簡単なもの、
- 土壌の物理性や生物性の改善等が期待される堆肥など肥料としての価値を主成分の含有量に依存しないものです。

改正のポイント 「特殊肥料同士の配合等の緩和」

- 従来、特殊肥料と特殊肥料を配合することは認められていませんでしたが、今回の見直しにより、特殊肥料同士を配合することが可能となりました。(混合特殊肥料)。
- また、混合特殊肥料の製造に当たっては、粒状化促進材、固結防止材、浮上防止材、悪臭防止材(ゼオライト)の使用が可能となります。(告示 別表第2に規定)

■ 特殊肥料の指定の内容

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす、干魚肥料、干蚕蛹 など 10種類

(ロ) 米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす など 36種類

(ハ) **専ら特殊肥料**(肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定による届出(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)がされたものに限る。)が**原料として配合される肥料**(堆肥に該当するものを除き、別表第2に掲げる材料を加えたものを含む。)
… **混合特殊肥料**

(ハ) は、令和2年12月に施行

第2章 肥料の規格等 (2) 特殊肥料の指定 (参考) 特殊肥料の一覧

一 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

(イ)
次に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす
干魚肥料
干蚕蛹
甲殻類質肥料
蒸製骨
蒸製てい角
肉かす
羊毛くず
牛毛くず
粗砕石灰石

(ロ)
米ぬか
発酵米ぬか
発酵かす
アミノ酸かす
くず植物油かす及びその粉末
草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末
木の実油かす及びその粉末
コーヒーかす
くず大豆及びその粉末
たばこくず肥料及びその粉末
乾燥藻及びその粉末
落棉分離かす肥料
よもぎかす
草木灰
くん炭肥料
骨炭粉末
骨灰
セラツクかす
にかわかす
魚鱗
家きん加工くず肥料

発酵乾ふん肥料
人ふん尿
動物の排せつ物
動物の排せつ物の燃烧灰
堆肥
グアノ
発泡消火剤製造かす
貝殻肥料
貝化石粉末
製糖副産石灰
石灰処理肥料
含鉄物
微粉炭燃烧灰
カルシウム肥料
石こう

(ハ)
専ら特殊肥料が原料として
配合される肥料
(混合特殊肥料)

第3章 普通肥料の登録及び仮登録

(1) 登録・仮登録肥料とその手続き

大臣登録肥料、都道府県知事登録肥料の区別
国内生産肥料、輸入肥料、登録外国生産肥料とは
登録単位

登録申請に必要な書類等

申請に必要な手数料等

登録申請書の提出先

(2) 登録の有効期間と更新

登録・仮登録の有効期間

登録の更新

申請に必要な手数料等

(3) 登録事項の変更や廃止等の届出

① 大臣登録肥料、都道府県知事登録肥料の区別

■ 普通肥料の登録（仮登録）

普通肥料の種類は、窒素、りん酸、加里の3要素のいずれかを含む三要素系肥料と、その他の肥料に分類されます。

このうち、国内で生産される有機質肥料や石灰質肥料、県域を超えない農業協同組合等が生産する場合を除き、普通肥料を業として生産・輸入する場合は、農林水産大臣の登録を受ける必要があります。この場合の申請書の提出先はFAMICで、それぞれの都道府県を管轄するFAMICの事務所を経由して提出します。

一方、国内で生産される有機質肥料や石灰質肥料、県域を超えない農業協同組合等が生産する普通肥料の場合は、生産事業場を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。この場合の申請書の提出先は、都道府県の肥料担当窓口となります。

公定規格のない肥料を生産するには、仮登録を受ける必要があります。この場合の申請書は、FAMICを経由して農林水産大臣へ提出します。

なお、登録を受けた肥料のみを原料として肥料を生産する場合は、指定混合肥料として届出で生産が可能です。

■ 普通肥料の種類

三要素系肥料	その他の肥料
1 窒素質肥料	7 石灰質肥料
2 りん酸質肥料	8 けい酸質肥料
3 加里質肥料	9 苦土質肥料
4 有機質肥料	10 マンガン質肥料
5 副産肥料等	11 ほう素質肥料
6 複合肥料	12 微量要素複合肥料
	13 汚泥肥料等
	14 農薬その他の物が混入される肥料

Q & A

肥料成分が含まれていても、肥料として登録できないものはありますか。

（答）肥料に、土砂等の異物を混ぜたものや、基準値以上の有害成分が含まれているものは、たとえ肥料成分が含まれていても、登録することはできません。

また、公定規格に合致しない肥料については、登録ではなく、仮登録を受ける必要があります。

○ 国内生産肥料

■ 肥料の生産の手続き

肥料を生産するときの手続きは、肥料の種類によって異なります。

【普通肥料（指定混合肥料を除く。）】

普通肥料を業として国内生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣または生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

(第4条第1項)

■ 用語の解説

「生産」

肥料の生産とは、以下のような行為をいいます。

- ・水素と窒素からアンモニアを合成し、硫酸を化合させて硫酸アンモニアを生産するような本来的な肥料の生産
- ・肥料同士を配合して複合肥料等を生産する、いわゆる二次生産
- ・石灰岩を粉砕して炭酸カルシウム肥料を生産するような肥料価値を高める加工
- ・貝化石等の天然に存在する肥料を採取

■ 申請書の様式（農林水産大臣へ提出する場合）

肥料登録申請書		年月日
農林水産大臣	〇〇〇〇 殿	
	住所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。		
記		
1	氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
2	肥料の種類	
3	肥料の名称	
4	保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条の2に定める普通肥料にあつては、使用される原料その他の規格）	
5	生産する事業場の名称及び所在地	
6	保管する施設の所在地	
7	植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）	
8	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項（別紙のとおり）	
備考		
1	収入印紙は、正本にのみ付すること。	
2	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第2条の2に掲げる肥料以外の肥料は7を記載しなくてよい。	

② 国内生産肥料、輸入肥料、登録外国生産肥料とは

○ 輸入肥料

■ 肥料の輸入の手続き

【普通肥料（指定混合肥料を除く。）】

普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければなりません。
(第4条第4項)

■ 用語の解説

「輸入」

肥料の輸入とは、製品として一般に販売される形で肥料を輸入し、これを販売する行為をいいます。他方、肥料原料を輸入して、加工等の処理を加えて肥料として販売する行為は、「肥料の輸入」ではなく、「肥料の生産」に該当します。

■ 輸入肥料の登録

指定混合肥料を除く普通肥料の輸入業者又は登録外国生産業者は、農林水産大臣に肥料登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

申請書の様式は、国内生産業者が登録する際に提出する肥料登録申請書と同じです。

■ 登録申請書の申請事項

氏名及び住所

肥料の種類

肥料の名称

保証成分量その他の規格

保管する施設の所在地

植物に対する害に関する栽培試験の成績（必要な肥料）

生産工程の概要等

使用した材料の種類、名称、使用量

② 国内生産肥料、輸入肥料、登録外国生産肥料とは

○ 登録外国生産肥料

■ 外国生産肥料

外国において日本に輸出される普通肥料（指定混合肥料を除く。）を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができます。

（第33条の2第1項）

【国内管理人】

外国の業者が登録又は仮登録の申請を行う際には、「本邦内において品質の不良な肥料の流通の防止に必要な措置を採らせるための者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するもの当該事務所の代表者を含む。)のうちから」選任しなければなりません。

（第33条の2第2項）

この選任した者を、国内管理人といいます。（第33条の2第3項）

【登録外国生産業者】

外国において日本に輸出される普通肥料（指定混合肥料を除く。）を業として生産する者であって、当該肥料について直接に本法上の登録又は仮登録を受けた者のことをいいます。

（第33条の2第3項）

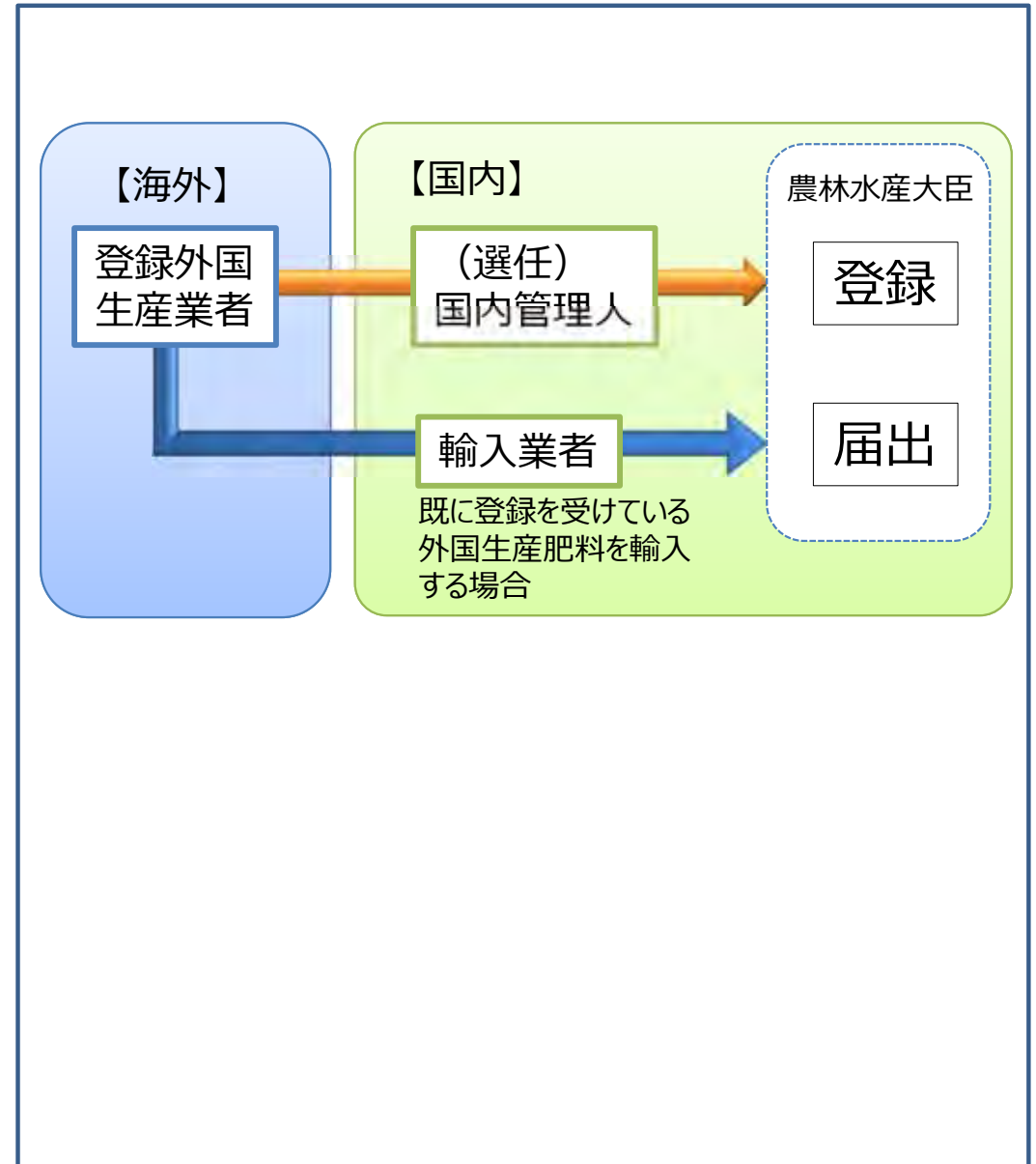
【外国生産肥料の輸入業者の届出】

外国業者による登録を受けた普通肥料については、輸入業者は重ねて登録を受ける必要はありません。

（第4条第4項ただし書き）

登録外国生産肥料の輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、農林水産大臣に届け出なければなりません。当該肥料の登録外国生産業者又は国内管理人は届出不要です。

（第33条の4第1項）



■ 登録の単位

普通肥料の登録・仮登録は肥料の銘柄ごとに受けることとなっています。これは、保証分量、その他の規格等からみて、肥料としての同一性を有するのは銘柄単位によるものと考えためであり、実際の取引においても銘柄ごとにその品質等が異なるものとして認識されているからです。

■ 肥料の銘柄とは

業者ごとに、保証分量その他の規格等と肥料の名称により形成される個々の肥料のことです。成分、生産方法等が同じものでも、名称が異なると肥料の銘柄としては別個のものとなります。

上記のことから、例えば登録した保証分量や要植害確認原料を変更する場合は、変更の前後で肥料としての同一性が認められず異なる銘柄と解され、新たな登録が必要となります。

また、都道府県知事の登録は、肥料の生産事業場の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなっています。このため、既に登録した肥料の生産事業場を他の都道府県へ変更する場合は、新たな登録が必要となります。

■ 新たな登録を必要とする場合

- 保証分量の変更、追加
- 要植害確認原料の変更、追加
- 肥料の登録有効期間を変更するような原料の変更、追加（有効期間が6年の肥料に限る）
- 肥料の種類の変更
- 都道府県知事に登録した肥料の生産事業場を他の都道府県へ変更

登録有効期間が6年の肥料は、三年肥料等を原料として使用できません。このため、三年肥料等を原料として使用するような変更をした場合には、新たな登録が必要となりますので、ご注意ください。

Q & A

複数の県において、都道府県知事の登録が必要な普通肥料の生産を行います。登録は、本社の所在地の知事にのみ行えばよいですか。

(答)

普通肥料の登録は、生産事業場の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなっております。このことから、営業所の所在値に関わらず、生産事業場を管轄する都道府県ごとに登録を受ける必要があります。

④ 登録申請に必要な書類等、⑤ 登録に必要な手数料等

■ 肥料登録の手続き

公定規格に定めのある肥料を生産又は輸入する場合は、銘柄（名称及び保証成分量）ごとに公定規格の肥料の種類に従って登録を受けなければなりません。

（必要書類の詳細は右記参照）

肥料登録申請書

- 氏名及び住所
- 肥料の種類及び名称
- 保証成分量その他の規格
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地
- 植物に対する害に関する栽培試験の成績
- その他農林水産省令で定める事項

■ 新規登録申請の場合

肥料の登録申請の場合、農林水産大臣宛での申請では、53,100円（登録免許税15,000円含む）を、収入印紙で納入する必要があります。

（登録証の返信用封筒は A4版サイズ 440円切手を貼付）

都道府県知事宛での申請では、都道府県ごとに定めることとなっておりますので、担当部署にお問い合わせください。

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 登録申請書 | 2部 |
| 2. 登録見本サンプル | 500g以上 |
| 3. 登録手数料 | 書面による申請 53,100円
（収入印紙により手数料 38,100円、登録免許税 15,000円）
電子申請 47,800円
（手数料 32,800円、登録免許税 15,000円） |
| 4. 登記簿謄本 | （初回登録時、本社住所、商号、代表取締役の記載があるもの）
（登録を受ける者が市町村である場合は、住所、代表者が証明できるもの） |
| 5. 分析証明書 | コピー2部 |
| 6. 製造設計書 | コピー2部 |
| 7. 会社事業場の概要、工場付近の地図 | （初めての申請時） |
| 8. 製造基準適合確認書もしくは原料供給票の写し | （牛由来の原料を使用した場合） |
| 9. 石灰硫黄合剤との混合防止念書 | （リン酸第一石灰とリン酸第一加里が原料の場合） |
| 10. 石灰窒素については、生産概要及びメラミン含有量の分析成績 | |
| 11. 植害試験結果の提出 | |

⑥ 登録申請書の提出先

各種手続の申請書等提出先は、下の表のとおりです。
詳細は、事前にお問い合わせください。

肥料区分	対象者	申請・届出先
登録肥料	生産業者 (注)	農林水産大臣
		都道府県知事
	輸入業者	農林水産大臣
仮登録肥料	生産業者	農林水産大臣
	輸入業者	
登録外国 生産肥料	生産業者	農林水産大臣
	輸入業者	
仮登録外国 生産肥料	生産業者	農林水産大臣
	輸入業者	

(注) 肥料の種類等により、申請先が異なる

ポイント

国登録と都道府県登録肥料の申請先の区分

登録肥料のうち、日本国内で生産する肥料について、都道府県へ申請するものは、下記の表の7石灰質肥料、4有機質肥料(※)、5副産肥料等の一部(※)、それと県域を越えない農協等が生産する普通肥料になります。

※:都道府県へ申請するものであっても、保証する成分の種類によっては、大臣(国)への登録申請となる場合があります。(例:菌体肥料で、ほう素を保証)

三要素系肥料	その他の肥料
1 窒素質肥料	7 石灰質肥料
2 りん酸質肥料	8 けい酸質肥料
3 加里質肥料	9 苦土質肥料
4 有機質肥料	10 マンガン質肥料
5 副産肥料等	11 ほう素質肥料
6 複合肥料	12 微量要素複合肥料
	13 汚泥肥料等
	14 農薬その他の物が混入される肥料

① 登録・仮登録の有効期間

- 登録肥料については、その有効期間が、肥料の種類や用いる原料に応じて3年または6年と定められています。
- 有効期間は、一度登録された肥料であっても、その後新たな有害成分等に係る新たな知見や規格の統廃合などに伴い、既登録肥料であっても、引き続き肥料生産を続けることが適切かどうかを判断する上で重要な制度になります。
- 有効期間は、当該肥料の品質や安全性等に掛かる将来的なリスクに応じて設定されています。新たに設定された規格や、原料や生産方法が安定しない汚泥肥料等の9規格を除き、これまでに登録実績のある副産系の肥料規格は、肥料登録の有効期間を原則6年とされています。
(ただし、これまで肥料原料として使用実績のない副産原料を使用した場合を除く)
※ 9規格：菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、混合汚泥複合肥料、熔成けい酸質肥料、汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物、菌体肥料、魚廃物加工肥料
- 化成肥料や副産肥料等の一部の肥料では、使用する原料（3年原料又は3年肥料等の使用）により有効期間が異なります。

第3章 普通肥料の登録及び仮登録 (2) 登録の有効期間と更新

① 登録・仮登録の有効期間

区 分	3年	3年又は6年	6年
窒素質肥料	—	2種類	18種類
りん酸質肥料	1種類	3種類	9種類
加里質肥料	—	2種類	10種類
有機質肥料	2種類	2種類	38種類
副産肥料等	1種類	4種類	—
複合肥料	1種類	6種類	5種類
石灰質肥料	—	1種類	6種類
けい酸質肥料	1種類	—	5種類
苦土質肥料	—	2種類	7種類
マンガン質肥料	—	1種類	4種類
ほう素質肥料	—	—	4種類
微量要素複合肥料	—	1種類	1種類
汚泥肥料等	3種類	—	—
合 計	9種類	24種類	107種類

■ 登録の更新手続き

(登録肥料)

- 肥料の登録については、有効期間が定められており、当該有効期間が過ぎたの肥料の生産や輸入は認められません。
- 有効期間後も引き続き肥料の生産等を継続する場合には、当該肥料の登録の更新手続きを行うことができます。
- ただし、
 - ・ 当該登録肥料の公定規格が廃止された
 - ・ 公定規格の変更によって当該登録肥料が規格に適合しなくなった
 - ・ 定められた申請期間に更新申請を行わなかったなどの場合は、更新はできず当該肥料の有効期間をもって失効することになります。
- また、更新手続きでは、原則、現に登録されている肥料の有効期間を延長（原則、従前の有効年数）するものであり、肥料の種類や保証成分の変更はできません。

(仮登録肥料)

- 仮登録肥料についても、更新により有効期間の更新を行うことが可能ですが、仮登録肥料の肥効試験に基づく肥料の効果の判定ができない場合に限りされています。

■ 有効期間更新申請の手続き

更新手続きの申請については、更新申請書とともに登録証又は仮登録証を添えて、有効期間が満了する30日前までに提出する必要があります。

■ 申請手続き先

大臣登録の肥料については、管轄の地方農政局等あてに更新申請を行うこととなります。
都道府県知事登録の肥料については、当該都道府県知事あてに更新申請を行うこととなります。

■ 有効期間更新申請の手数料

肥料登録有効期間更新申請の場合、農林水産大臣宛での申請の手数料として、書面による申請では8,000円を収入印紙で、電子申請では5,700円を電子納付で納入する必要があります。

都道府県知事宛での申請では、新規登録申請の場合と同様、都道府県ごとに定めることとなっておりますので、都道府県の担当部署にお問い合わせください。

登録事項に変更が生じた場合は、所定の様式に基づき、都道府県又は所管の農政局に届出を提出する必要があります。生産事業場の略称の変更や事業の廃止（登録の失効）をした場合等も届出が必要です。また、仮登録肥料の場合は、農林水産省に届出を提出する必要があります。様式及び詳細については、各申請先にお問い合わせください。

肥料種別	届出が必要な事項例	届出対象となる項目	申請先
登録肥料 又は 仮登録肥料	登録（仮登録）事項変更の届出 （肥料の名称、事業者及び事業場の変更等） 1	肥料銘柄	農政局等（大臣登録の場合） 都道府県（都道府県知事登録の場合） 農林水産省（仮登録の場合）
	相続、法人の合併若しくは分割に基づく 書替交付申請 1	肥料銘柄	農政局等（大臣登録の場合） 都道府県（都道府県知事登録の場合） 農林水産省（仮登録の場合）
	登録証（仮登録証）の再交付申請	肥料銘柄	農政局等（大臣登録の場合） 都道府県（都道府県知事登録の場合） 農林水産省（仮登録の場合）
	登録（仮登録）の失効の届出	肥料銘柄	農政局等（大臣登録の場合） 都道府県（都道府県知事登録の場合） 農林水産省（仮登録の場合）
	肥料生産事業場に係る略称の届出 （略称の変更を含む）	事業場	農政局等
	国内管理人の変更の届出 2	肥料銘柄	農政局等（大臣登録の場合） 農林水産省（仮登録の場合）
	登録されている肥料の原料、材料又は 生産工程の変更に係る相談	肥料銘柄	独立行政法人農林水産消費安全技術センター

1：変更等が生じた場合は2週間以内に届出が必要です。

2：変更が生じた場合は30日以内に届出が必要です。

第4章 指定混合肥料の届出

(1) 指定混合肥料の生産及び輸入に係る届出

指定混合肥料とは

指定混合肥料の原料とその届出先

(参考) 配合できない原料

(参考) 農林水産大臣が定める要件

指定混合肥料に使用可能な材料

生産及び輸入の届出

イ 届出に必要な書類

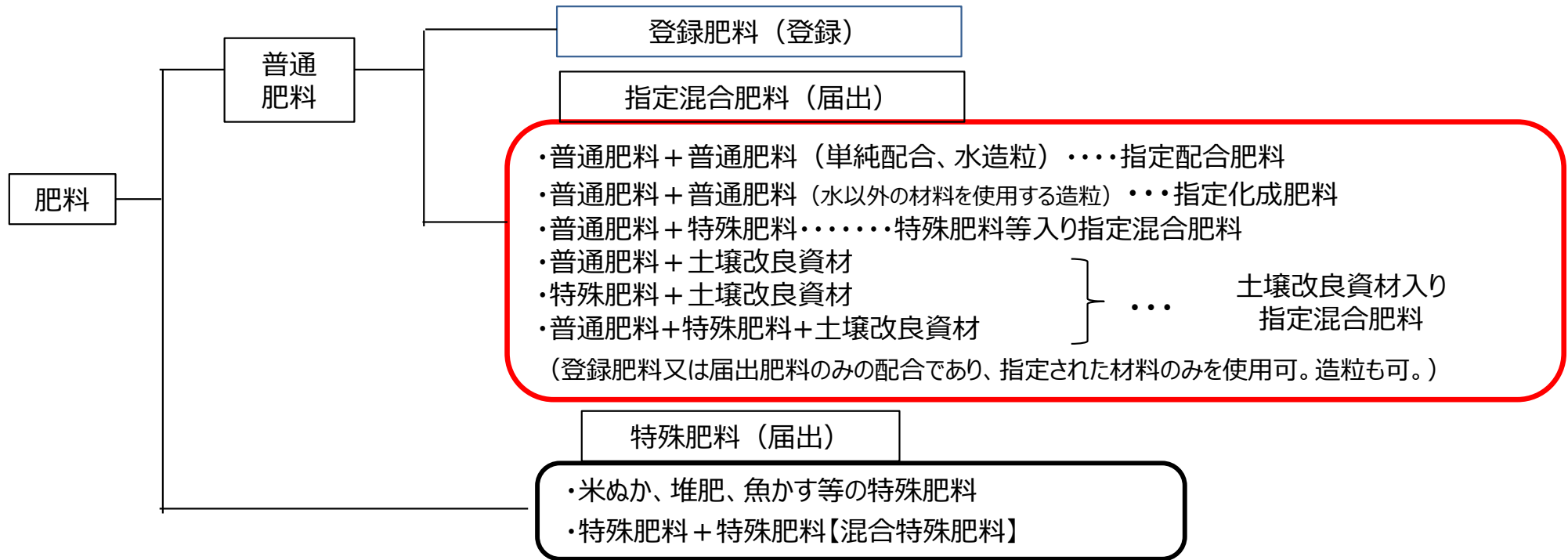
ロ 届出先

ハ 届出単位

(2) 届出事項の変更及び廃止等の手続き

① 指定混合肥料とは

図の赤太線枠内



指定混合肥料の要件

専ら登録を受けた普通肥料若しくは届出がされた特殊肥料又は一部の指定土壌改良資材が原料として配合される肥料(一部配合できないもの有り)

第4章 指定混合肥料の届出 (1) 指定混合肥料の生産及び輸入に係る届出

② 指定混合肥料に使用可能な原料とその届出先

		使用原料等	生産/ 輸入	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定 混合 肥料	指定配合肥料	普通肥料 + 普通肥料 (単純配合・水造粒)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を含む場合)	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を含まない場合)	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	指定化成肥料	普通肥料 + 普通肥料 (水造粒を含まない)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事へ提出
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	特殊肥料等入り 指定混合肥料	普通肥料 + 特殊肥料	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	土壌改良資材 入り指定混合 肥料	普通肥料 + 土壌改良 資材	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
		輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)	
特殊肥料 + 土壌改良 資材		生産	—	都道府県知事	
		輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)	

◆ **指定混合肥料** (指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、
土壌改良資材入り指定混合肥料。以下同じ。)
に、以下の原料は、従来の指定配合肥料と同様には**使用できません**。

- ① **事故肥料**
- ② **肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料**
- ③ **硝酸化成抑制材** (※1を除く) **が使用された普通肥料**
- ④ **汚泥肥料、特定普通肥料**
- ⑤ **牛由来の原料を原料とした普通肥料 (省令で定める措置をしていないもの)**

※1 1-アミジノ-2-チオウレア、4-アミノ-N-(1・3-チアゾール-2-イル) ベンゼンスルホンアミド、N-(2・5-ジクロルフェニル) サクシナミド酸、ジシアンジアミド

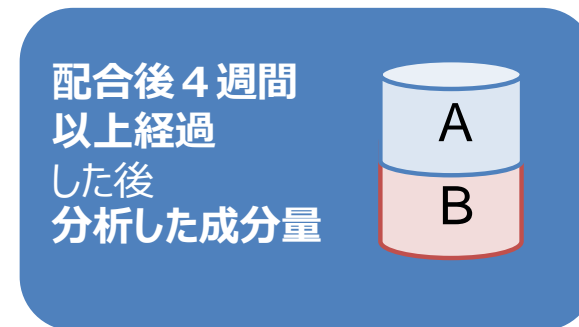
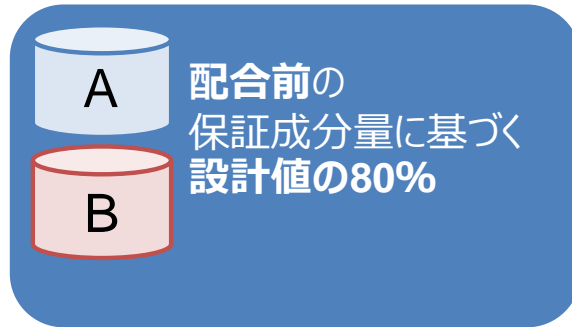
◆ **指定混合肥料**に、以下の原料は、要件(※2)を満たせば**使用できます**。

- 1. **液状の肥料**を原料とする配合
- 2. **強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合**

※2 配合等に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすもの

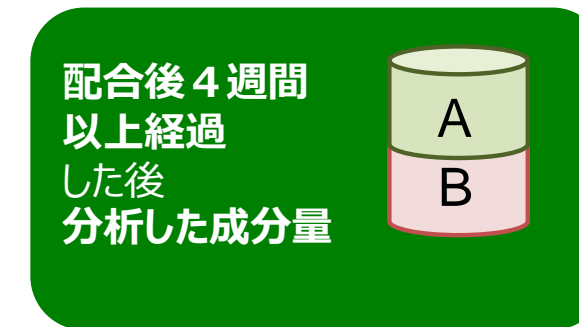
【品質低下を起こさないことの確認方法（4週間ルール）（指定配合・指定化成肥料）】

○ 非水溶化しない場合



○ 非水溶化した場合

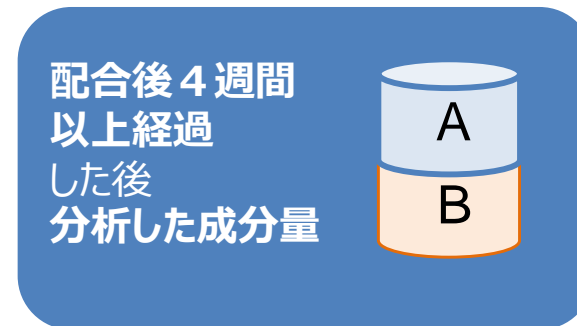
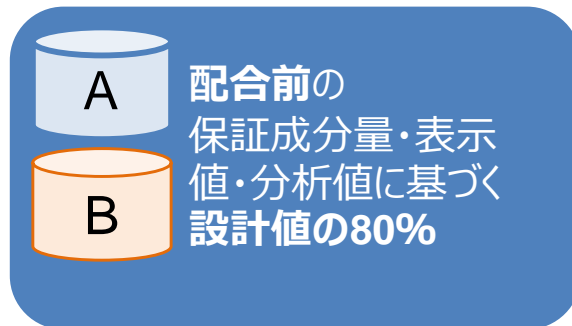
(水溶性りん酸、水溶性加里、水溶性苦土、水溶性マンガン等)



【品質低下を起こさないことの確認方法（4週間ルール）（特殊入り・土壌改良資材入り）】

- 品質低下を確認する成分は、原料肥料で保証している成分とする。
- 成分を保証していない肥料は、表示成分があれば、表示している値を、表示している値がなければ、分析した値により計算する。
- 指定土壌改良資材の成分量は「0」として計算する。

○ 非水溶化しない場合



○ 非水溶化した場合

(水溶性りん酸、水溶性加里、水溶性苦土、水溶性マンガン等)



<固結防止材>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量となるようにするとともに、含有量の合計が使用した材量の含有量の上限値の最も高い上限値以下とする必要があります。

固結防止材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
ベントナイト	9	×	○	○	○	○
シリカゲル	6	○	○	○	○	○
けいそう土	5	○	○	○	○	○
滑石粉末	4	○	○	○	○	○
クレー	3	○	○	○	○	○
けい酸石灰	3	×	○	○	○	○
シリカム	3	○	○	○	○	○
ゼオライト	3	○	○	○	○	○
パーライト	3	○	○	○	○	○
シリカ粉	2	○	○	○	○	○
潤滑油 (けいそう土、滑石粉末、クレー又はパーライトと併用されたもの)	1	○	○	○	○	○
なたね油	0.3	×	○	○	○	○

③ 指定混合肥料に使用可能な材料

<飛散防止材>

以下の材料が使用可能です。

飛散防止材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
鋤油	0.5	×	○	○	○	○

<浮上防止材>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量となるようにするとともに、含有量の合計が使用した材量の含有量の上限値の最も高い上限値以下とする必要があります。

浮上防止材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
安山岩粉末	18	×	○	○	○	○
かんらん岩粉末	18	×	○	○	○	○
けつ岩粉末	18	×	○	○	○	○
砂岩粉末	15	×	○	○	○	○
けい石粉末	11	×	○	○	○	○

<組成均一化促進材>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量となるようにするとともに、含有量の合計が使用した材量の含有量の上限値の最も高い上限値以下とする必要があります。

組成均一化促進材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
石こう	70	×	○	○	○	○
安山岩	65	×	○	○	○	○
けつ岩粉末	65	×	○	○	○	○
砂岩粉末	65	×	○	○	○	○
ベントナイト	41	×	○	○	○	○
クレー	34	×	○	○	○	○
腐植酸	32	×	○	○	○	○
ゼオライト	30	×	○	○	○	○
セピオライト	21	×	○	○	○	○
亜炭	20	×	○	○	○	○
泥炭	20	×	○	○	○	○

第4章 指定混合肥料の届出 (1) 指定混合肥料の生産及び輸入に係る届出

③ 指定混合肥料に使用可能な材料

<効果発現促進材>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量とし、含有量の合計が使用促進材の含有量上限値の最も高いもの以下とする必要があります。

効果発現促進材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
酸化第二鉄	21 (鉄相当量換算)	×	○	○	○	○
硝酸石灰	19 (カルシウム相当量換算)	×	○	○	○	○
硫酸第一鉄	12.6 (鉄相当量換算)	×	○	○	○	○
硫酸亜鉛	12.5 (亜鉛相当量換算)	×	○	○	○	○
エチレンジアミン四酢酸鉄	10.1 (鉄相当量換算)	×	○	○	○	○
硫酸銅	8.8 (銅相当量換算)	×	○	○	○	○
ジエチレントリアミン五酢酸鉄	3.7 (鉄相当量換算)	×	○	○	○	○
エチレンジアミン四酢酸亜鉛	3.1 (亜鉛相当量換算)	×	○	○	○	○
モリブデン酸塩	2, 1 (モリブデン相当量換算)	×	○	○	○	○
エチレンジアミン四酢酸銅	1.9 (銅相当量換算)	×	○	○	○	○
硫酸第二鉄	0.2 (鉄相当量換算)	×	○	○	○	○
エチレンジアミン四酢酸カルシウム	0.1 (カルシウム相当量換算)	×	○	○	○	○
エチレンジアミン四酢酸モリブデン	0.02 (モリブデン相当量換算)	×	○	○	○	○

<着色材>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量となるようにするとともに、含有量の合計が使用した材量の含有量の上限値の最も高い上限値以下とする必要があります。

着色材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
腐植酸	5	×	○	○	○	○
カーボンブラック	2	×	○	○	○	○

③ 指定混合肥料に使用可能な材料

<粒状化促進材>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量となるようにするとともに、含有量の合計が使用した材量の含有量の上限値の最も高い上限値以下とする必要があります。

粒状化促進材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
かんらん岩粉末	30	×	×	○	○	○
クレー	30	×	×	○	○	○
けい石粉末	30	×	×	○	○	○
けいそう土	30	×	×	○	○	○
ゼオライト	30	×	×	○	○	○
石こう	30	×	×	○	○	○
でんぷん	30	×	×	○	○	○
糖蜜	30	×	×	○	○	○
ベントナイト	30	×	×	○	○	○
リグニンスルホン酸	30	×	×	○	○	○
こんにゃく飛粉	15	×	×	○	○	○
セピオライト	15	×	×	○	○	○
イースト菌発酵濃縮液	13	×	×	○	○	○
アンモニア液又はアンモニアガス (中和造粒のために使用する場合に限る。)	10	×	×	○	○	○
カオリン	10	×	×	○	○	○
砂岩粉末	10	×	×	○	○	○
硫酸 (中和造粒のために使用する場合に限る。)	10	×	×	○	○	○
りん酸液 (中和造粒のために使用する場合に限る。)	10	×	×	○	○	○
滑石粉末	9	×	×	○	○	○

<粒状化促進材：続き>

以下の材料が使用可能です。なお、2以上の材料を使用する場合には、それぞれの含有量の上限値以下の含有量となるようにするとともに、含有量の合計が使用した材量の含有量の上限値の最も高い上限値以下とする必要があります。

粒状化促進材	上限値 (%)	指定配合肥料 (設計)	指定配合肥料 (分析)	指定化成肥料	特殊肥料等入り 指定混合肥料	土壌改良資材入り 指定混合肥料
アタパルジャイト	6	×	×	○	○	○
パルプ廃液	6	×	×	○	○	○
安山岩粉末	5	×	×	○	○	○
カルボキシメチルセルロース	5	×	×	○	○	○
コーンスターチ	5	×	×	○	○	○
ぬか	5	×	×	○	○	○
軽焼マグネシア	1.2	×	×	○	○	○
消石灰	1	×	×	○	○	○

④ 生産及び輸入の届出 イ 届出に必要な書類、□届出先

■ 指定混合肥料の届出

指定混合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する1週間前までに、農林水産大臣又は都道府県知事に届出（法第16条の2第1項）

知事登録肥料を混合して指定混合肥料を生産する生産業者や農業協同組合等（汚泥等の混合を除く）が生産業者である場合等には、その事業を開始する1週間前までに、生産事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届出（法第16条の2第2項）

届出事項に変更が生じたときや事業を廃止した場合も届出が必要（法第16条の2第3項）

指定混合肥料の届出様式は、生産業者（輸入業者）とも共通です

■ 指定混合肥料の届出様式

様式第8号の3（日本産業規格A4）（第10条の3関係）

（イ）指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事）

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により指定混合肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の名称
- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

3の欄については

- ・指定配合肥料
 - ・指定化成肥料
 - ・特殊肥料等入り指定混合肥料
 - ・土壌改良資材入り指定混合肥料
- のいずれかを記載願います。

④ 生産及び輸入の届出 八 届出単位

■ 指定配合肥料及び指定化成肥料

成分保証を行う指定配合肥料及び指定化成肥料は従前の指定配合肥料と同様に、保証成分の種類や保証分量に変更があった場合には、新たな届出が必要となります。

■ 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料

成分保証を行わない特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料は、原料等に変更が生じた場合は、新たな届出となります。

■ 原料等に変更を生じた場合とは

- 特殊肥料等入り指定混合肥料に土壌改良資材を加えるなど、指定混合肥料の種類を変更した場合
(例：「特殊肥料等入り指定混合肥料」に土壌改良資材を加えることにより、「土壌改良資材入り指定混合肥料」に変わる)
- 原料等として使用する普通肥料、特殊肥料又は土壌改良資材について、追加、削除又は変更した場合
(例：「硫安」+「堆肥」を「尿素」+「堆肥」に変更した場合)
- 原料等の配合割合を、一定の範囲を超えて変更した場合
(「普通肥料2割」+「特殊肥料8割」を「普通肥料5割」+「特殊肥料5割」に変更した場合)

④ 生産及び輸入の届出 八 届出単位

指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の加工方法には、ふるい分け後に配合又は加工の過程に戻すことなど、当該加工に付随する行為も含まれます。

なお、指定配合肥料や指定化成肥料の生産にあたり発生する製品となるもの以外のもの（例えばふるい下）については、

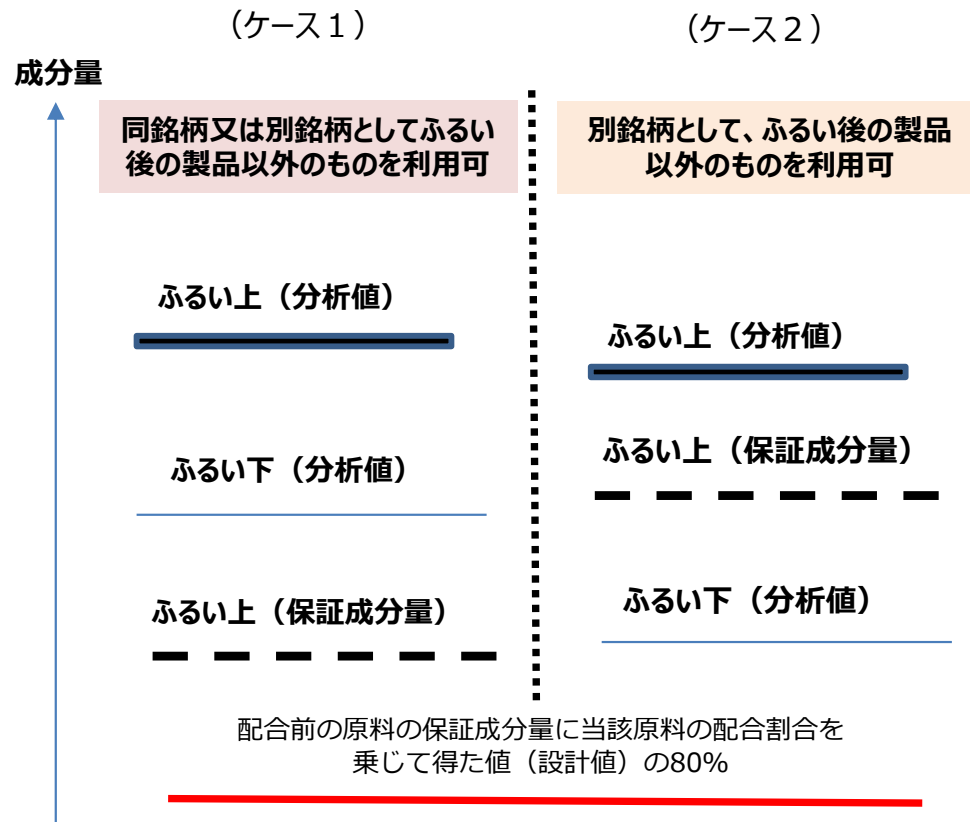
- ①登録済み肥料のみで構成されていること
- ②使用した原料割合が製品と同等と考えられること（両者の分析値の差が20%以内であること）

の両方を満たす場合には、指定配合肥料又は指定化成肥料の原料として利用することができます。

この場合、製品となるものの保証成分量を満たす場合には、同じ銘柄として利用することができるほか、そうでない場合でも別の銘柄として利用することもできます。

いずれにしても、製品及びそれ以外のものについては、配合前の原料の保証成分量に当該原料の配合割合を乗じて得た値の80%以上であることが前提です。

<ふるい後の製品以外のものの取扱の考え方>



指定混合肥料の届出事項に変更が生じた場合は、所定の様式に基づき、都道府県又は所管の農政局に届出を提出する必要があります。

生産事業場の略称の変更や事業を廃止した場合も届出が必要です。

なお、登録とは異なり相続、法人の合併若しくは分割による承継はできませんのでご注意ください。

様式及び詳細については、各申請先にお問い合わせください。

肥料種別	届出が必要な事項例	届出対象	申請先
指定混合肥料	指定混合肥料の生産業者（輸入業者）の届出事項変更の届出 （肥料の名称、事業者及び事業場の変更等） 1	肥料銘柄	農政局等（大臣届出の場合） 都道府県（都道府県知事届出の場合）
	指定混合肥料の生産（輸入）事業の廃止の届出 1	肥料銘柄	農政局等（大臣届出の場合） 都道府県（都道府県知事届出の場合）
	肥料生産事業場に係る略称の届出 （略称の変更を含む）	事業場	農政局等

1：変更が生じた場合は2週間以内に届出が必要です。

第5章 特殊肥料の届出

(1) 特殊肥料の生産及び輸入に係る届出

特殊肥料の種類と指定

生産及び輸入の届出

イ 届出に必要な書類

ロ 届出先

ハ 届出単位

(2) 届出事項の変更及び廃止等の手続き

第6章 販売

(1) 販売の届出

(2) インターネットでの販売

① 特殊肥料の種類と指定

「定義」

- 特殊肥料とは、肥料法において、農林水産大臣が指定する米ぬか、堆肥、その他の肥料とされ、普通肥料は特殊肥料以外の肥料とされています。

(法第2条第2項)

「特殊肥料の指定」

- 具体的には、告示により47種類が定められています。
(「特殊肥料等を指定する件」
昭和25年農林省告示第177号)

○ 特殊肥料の特徴

指定されている特殊肥料は、

- 魚かす等の農家の経験等により識別できる簡単なもの、
- 土壌の物理性や生物性の改善等が期待される堆肥など肥料としての価値を主成分の含有量に依存しないものです。

ポイント

「特殊肥料同士の配合等の緩和」

- 従来、特殊肥料と特殊肥料を配合することは認められていませんでしたが、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第62号)により、特殊肥料同士を配合することが可能となりました。(混合特殊肥料)
- また、混合特殊肥料の製造に当たっては、粒状化促進材、固結防止材、浮上防止材、悪臭防止材(ゼオライト)の使用が可能となります。(告示 別表第2に規定)

○ 特殊肥料の種類

- (イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす、干魚肥料、干蚕蛹 など 10種類
- (ロ)
米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす など 36種類

(ハ)

専ら特殊肥料(肥料法第22条第1項の規定による届出(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)がされたものに限る。)が**原料として配合される肥料**(堆肥に該当するものを除き、別表第2に掲げる材料を加えたものを含む。)
・ **混合特殊肥料**

(ハ) は、令和2年12月に施行

【参考】最近の主な改正事項

平成11年

汚泥肥料等については、以前は特殊肥料に分類されていたが、有害重金属の含有のおそれがあることから、法律改正により、普通肥料に変更されました。

平成29年

汚泥肥料(普通肥料)に分類されていた、凝集促進材を使用した動物の排せつ物については、指定された凝集促進材を使用した場合に限り、特殊肥料に該当することとされました。

■ 特殊肥料の生産業者・輸入業者の届出

特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、生産又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければなりません。

- 一 氏名及び住所（法人は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 肥料の種類
- 三 肥料の名称
- 四 生産する事業場の名称及び所在地
- 五 保管する施設の所在地

（第22条第1項）

ポイント ▶ 「届出事項の追加（肥料の種類）」

- 法制定当初には、肥料の名称により当然に肥料の種類が把握できていましたが、現在では特殊肥料の名称として「くみあい1号」「みどり1号」等といった内容の不明瞭なものが多く用いられ、肥料の名称のみでは、肥料の種類がわからない状態になっていました。
- このため、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）により、特殊肥料の届出事項に「肥料の種類」（指定名）が追加されました（令和2年12月施行）。

■ 特殊肥料生産（輸入）業者届出書

特殊肥料生産者（輸入業者）届出書

年 月 日

都道府県知事 ○○○○ 殿

住所

氏名（名称及び代表の氏名）

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

■ 届出単位

特殊肥料の届出は、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所（荷揚げする港）を管轄する都道府県知事に届け出ることとなっています。

したがって、輸入業者の場合は、営業所があるか否かにかかわらず、自己が輸入する港のあるすべての都道府県知事に届出をする必要があります。

■ 新たな届出を必要とする場合

- ・商品Aと同一内容で、商品Bを生産
- ・A県で生産していたものと同一内容で、B県でも生産（この場合、B県への届出が必要です。）

■ 新たな届出を必要としない場合（変更届で対応）

- ・会社名、代表者名及び主たる事務所の所在地の変更
- ・生産する事業場をA県a市からA県b市へ変更（A県からB県へ変更する場合は、B県への届出が必要です。）
- ・保管する施設の所在地の変更

Q & A

特殊肥料の堆肥の規定にある腐熟については、発酵期間や温度などの定めがありますか。

(答)

腐熟とは、微生物の働きにより有機物が発酵し分解された状態をいい、腐熟の程度について確認する指標は外観・臭い・成分の変化等が考えられますが、腐熟の期間については、使用する原料等により異なるため、一律の基準は定められておりません。

Q & A

複数の県の港において、特殊肥料の輸入を行いますが、営業所は本社一か所です。特殊肥料の輸入の届出は、本社の所在地の知事にのみ行えばよいですか。

(答)

特殊肥料の輸入に当たっては、輸入の場所を管轄する都道府県知事に届出ることとなっております。このことから、営業所があると否にかかわらず、輸入する港がある都道府県知事には、すべて届出が必要となります。

Q & A

A県で特殊肥料を生産していますが、B県でも生産を開始します。変更届を提出すればよいですか。

(答)

特殊肥料届出は、その生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届出ることとなっております。このため、変更届けではなく、B県へ届出が必要となります。

特殊肥料の届出事項に変更が生じた場合は、所定の様式に基づき、都道府県に届出を提出する必要があります。
 なお、登録とは異なり相続、法人の合併若しくは分割による承継はできませんのでご注意ください。
 様式及び詳細については、各都道府県にお問い合わせください。

肥料種別	届出が必要な事項例	届出対象	申請先
特殊肥料	特殊肥料の生産業者（輸入業者）の届出事項変更の届出 （肥料の名称、事業者及び事業場の変更等） 1	肥料銘柄	都道府県
	特殊肥料の生産（輸入）事業の廃止の届出 1	肥料銘柄	都道府県

1 : 変更が生じた場合は2週間以内に届出が必要です。

(販売業務についての届出)

第二十三条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 販売業務を行う事業場の所在地
- 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

【届出様式例】

肥料販売業務開始届出書

令和 年 月 日
(注：業務開始後2週間以内)

〇〇県知事 〇〇殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇～
氏名 株式会社〇〇代表取締役〇〇

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所
株式会社〇〇代表取締役〇〇
〇〇県〇〇市〇〇～

2 販売業務を行う事業場の所在地
〇〇県〇〇市〇〇～（本社）
〇〇県■■市■■～（■■支店）
(注 ▲▲県に販売事業所がある場合は、▲▲県に届出します。)

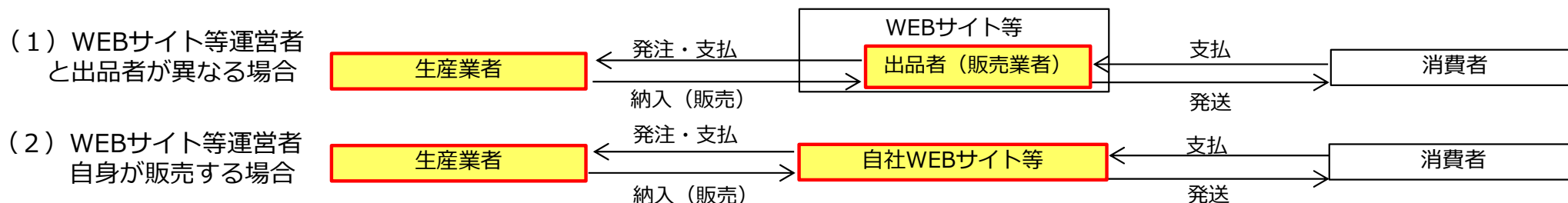
3 本県内にある保管施設の所在地
〇〇県〇〇市●●～（株式会社〇〇のXX倉庫）

- 肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を開始した後2週間以内に、事業場のある都道府県知事ごとに、届出を行う必要があります。(法23条)
- 販売の届出は、原則、すべての肥料で必要になります。
- たとえ個人であっても、肥料販売を行う場合は届出をする必要があります。
(インターネット等で販売する場合も該当)
- 過去には、ネットオークションやフリマサイトにおいて、届出や必要な表示等をせずに肥料を販売していた個人が検挙された事例もあります。
- また、ネットオークション等に限らず、農産物直売所等で肥料を販売する場合も届出等が必要になりますのでご注意ください。

肥料販売業務開始届出書の提出を要する対象等の整理

 . . . 販売届出の提出が必要な者

 . . . 販売業務を行う事業場に該当



第7章 表示

- (1) 普通肥料(登録・仮登録)の保証票の添付
- (2) 普通肥料(登録肥料、指定混合肥料(指定配合肥料・指定化成肥料・特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料))の保証票の添付
- (3) 保証票の留意事項と違反事例
- (4) 特殊肥料の品質表示基準
- (5) 施用上の注意や品質等に係る表示基準
- (6) ウェブによる肥料情報の提供

第8章 虚偽宣伝の禁止

第9章 帳簿

- (1) 生産、輸入及び販売等の帳簿の備付け
- (2) 原料帳簿の備え付け

■ 保証票の添付について

普通肥料は、化学分析、鑑定等によらなければその効果の判断が困難であることから、公正かつ円滑な取引を確保するために保証票の添付を義務付けています。

■ 保証票の種類

- 生産業者保証票 (法第17条)
(普通肥料を生産業者にて生産した場合に添付)
- 輸入業者保証票 (法第17条)
(普通肥料を輸入業者にて輸入した場合に添付)
- 販売業者保証票 (法第18条)
(普通肥料を販売業者にて小分け等した場合に添付)

■ 保証票の様式

保証票の様式は省令で定めています。

■ 生産業者保証票の記載事項 (一例)

生産業者保証票	
登録番号	生第 号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	霞ヶ関化成1号
保証成分量 (%)	窒素全量 内アンモニア性窒素 りん酸全量 内可溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里
原料の種類 (窒素全量を保証又は含有する原料)	尿素
正味重量	20キログラム
生産した年月	令和4年6月
生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料株式会社 東京都千代田区大手町 丁目 番号
生産した事業場の名称及び所在地	肥料株式会社 工場 東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番号

- 登録肥料の保証票の表示の仕方
登録肥料では、登録証に記載の保証値を記載します。

第7章 表示 (2) 普通肥料(登録肥料、指定配合肥料、指定化成肥料)の保証票の添付

■原料の表示(登録肥料、指定配合肥料、指定化成肥料)

原料表示は基本的に、重量順又は窒素全量の割合の多い順で記載しますが、一部例外的な表示をすることが可能です。なお、これらの表示は任意です。

- ①指定配合肥料及び指定化成肥料
 - ②窒素全量を保証した登録肥料
- において、

- I. 隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合には、その旨を注記するルールを導入しました。複数の隣接する原料が入れ替わることも可能です。
- II. 原料として使用しないことがある有機質肥料がある場合には、当該肥料の種類又は統合表示名称に()を付して記載することが可能です。ただし、その数は3を超えてはならず、また、記載した全ての有機質肥料の種類又は統合表示名称に()を付すことはできません。
- III. 上位5番目又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、その他の原料を〔 〕内に記載し、〔 〕内の原料順位は必ずしも重量順でなくてもよいことが可能です。

■指定配合肥料の記載例 (配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、植物質類、(動物かす粉末類)、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料

- 備考
- 1 重量割合の大きい順である。
 - 2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

- 3 ()内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。

- 4 []内は指定配合肥料の配合原料である。

■窒素全量を保証した普通肥料の記載例

(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、副産有機質原料、大豆油かす及びその粉末、魚かす粉末、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、その他〔窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素〕

- 備考
- 1 窒素全量の量の割合の大きい順である。
 - 2 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。
 - 3 []内は「その他」の窒素全量を保証又は含有する原料である。

第7章 表示 (2) 普通肥料(登録肥料、指定配合肥料、指定化成肥料)の保証票の添付

- 乾燥菌体肥料、副産肥料、副産動植物質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、菌体肥料、菌体りん酸肥料、仮登録肥料は、重量の割合の大きい順に全原料を表示することとなる。
- 隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合には、その旨を注記することで入れ替わることが認められる。
- 原料事情により使用しない場合がある原料がある場合には、備考に記載することにより、原料の記載順の入れ替えを認めている。

生産業者保証票

肥料の種類 ○○○○

肥料の名称 ○○○○

保証成分量(%) ○○○○

原料の種類

(原料)

尿素、指定配合肥料、副産肥料〔加里含有物〕、りん酸含有物、(副産動植物質肥料〔動物由来物質、植物由来物質〕)

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 副産肥料〔加里含有物〕とりん酸含有物の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 ()内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「尿素、副産肥料〔加里含有物〕、指定配合肥料、りん酸含有物」となる。

4 []内は副産肥料又は副産動植物質肥料の原料である。

正味重量 △△Kg

生産した年月 ○○年○月

生産業者の氏名又は名称及び住所

○○○○

生産した事業場の名称及び所在地

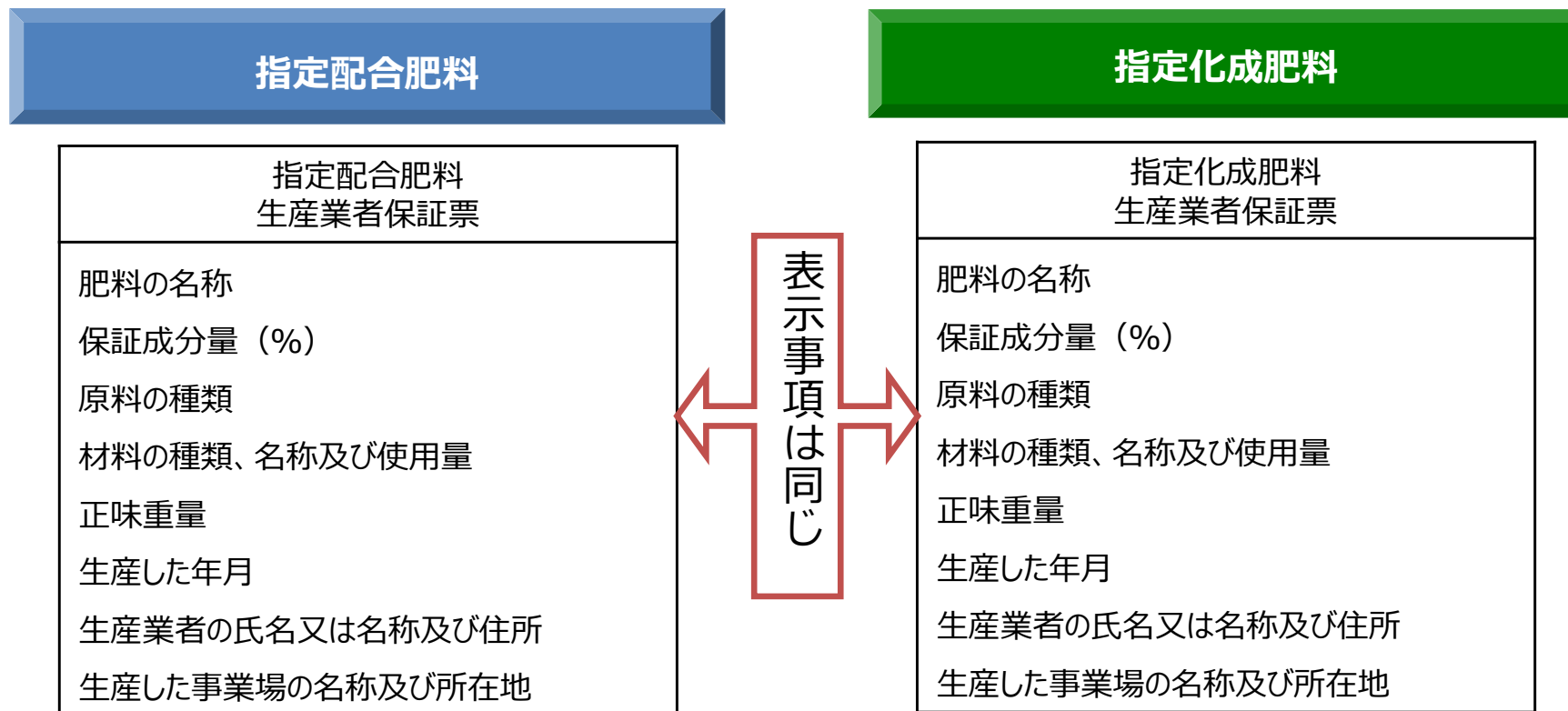
○○○○

※ 乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、菌体肥料、菌体りん酸肥料、仮登録肥料を原料とする場合には、[]にその原料を全て記載する。

※ 原料事情等により隣接する2つの原料の重量割合の順位が入れ替わる場合は、その旨の記載をすることにより、順位の入れ替えを認める。

※ 原料事情により使用しない場合がある原料については、備考に記載することにより、原料の記載順の入れ替えを認めている。副産系肥料の原料の記載に限り、有機質以外の原料にもこの規定が適用される。

第7章 表示 (2) 普通肥料（登録肥料、指定配合肥料、指定化成肥料）の保証票の添付



第7章 表示 (2) 普通肥料（登録肥料、指定配合肥料、指定化成肥料）の保証票の添付

登録済みの肥料だけを原料として配合等※をした肥料 ※ 水造粒、水成形 等を含む

【ポイント】

保証成分量の決め方として、分析値をベースとした保証も可能となります。

指定配合肥料 (設計保証・原料分析保証)

- 原料肥料が保証している主成分のみの保証
- 保証成分量は、各原料の主成分の保証成分量に配合割合を掛けて得た値を合算した値の80%~100%を超えない範囲（設計値）で保証※。
- ただし、設計値が一定量に満たない場合は保証できない。
- 配合する原料肥料を分析し、その結果を用いた設計値による保証**
(保証値の範囲は、原料保証成分量に基づく設計値の80%~原料分析値に基づく設計値の100%)

指定配合肥料・指定化成肥料 (最終製品分析保証)

- 最終製品の分析値による保証**
(保証値の範囲は原料の保証成分量に基づく設計値の80%~最終製品の分析値)
- 原料が保証していない主成分であっても、当該原料の公定規格において保証可能な主成分であれば保証が可能となる。**

(保証に必要な最小量)

窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄：1%
アルカリ分、有効けい酸：5%
有効苦土：1%
有効マンガン：0.1%
有効ほう素：0.05%
※家庭園芸用肥料を除く

非水溶化が起こる場合のみ、分析値の80%~100%を超えない範囲で保証
設計値が「5%」未満の場合は、設計値の50%~100%を超えない範囲で保証
設計と分析の併用は可能であるが、外成分と内成分の保証方法は統一すること。(例えば、窒素全量を設計に基づき、アンモニア性窒素を分析に基づき保証することは不可。)

第7章 表示 (2) 普通肥料(特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料)の保証票の添付

■ 原料の表示 (特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料)

特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壤改良資材入り指定混合肥料の原料表示は、重量の大きい順に表示を行いますが、その表示は他の普通肥料の原料表示と異なる点があります。

この肥料の原料表示においては、原料の種類を以下の区分ごとに重量順に表示を行います。

普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。)

普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。)

特殊肥料

の区分の普通肥料は、の区分に該当しない普通肥料の原料を表示します。

の区分に該当する普通肥料は、硫黄及びその化合物が該当し、これを使用していれば記載します。

最後にの区分の特殊肥料を使用していれば、特殊肥料について表示を行います。

また、原料の種類を記載するのに合わせて、各区分の製品に占める重量割合を()内に記載します。記載例は右のとおりです。

記載例

(特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良資材入り指定混合肥料の原料)

普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。) (6割) : 指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素

普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。) (1割) : 硫黄及びその化合物

特殊肥料 (3割) : 堆肥〔牛ふん、稲わら〕、貝殻肥料

備考: 1 重量割合の大きい順である。

2 []内は指定化成肥料又は堆肥の原料である。

第7章 表示 (2) 普通肥料(特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料)の保証票の添付

- **特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料**については、「主成分の含有量※」で表示するとともに、配合した「原料の種類及び配合割合」、「混入した指定土壤改良資材の種類及び混入割合」を表示する。 ※令和3年12月から「主要な成分の含有量」から変更されていることに留意。

特殊肥料等入り指定混合肥料

特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 (特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良資材入り指定混合肥料の原料) 普通肥料(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。)(6割): 指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素 普通肥料(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。)(1割): 硫黄及びその化合物 特殊肥料(3割): 堆肥〔牛ふん、稲わら〕 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 <hr/> 主成分の含有量

土壤改良資材入り指定混合肥料

土壤改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 (特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良資材入り指定混合肥料の原料) 普通肥料(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。)(4割): 指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素 普通肥料(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。)(1割): 硫黄及びその化合物 特殊肥料(4割) 堆肥〔牛ふん、稲わら〕 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壤改良資材の種類及び混入割合 (混入した物の名称及び混入割合) 指定土壤改良資材(1割): ゼオライト 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 <hr/> 主成分の含有量

【主成分の含有量の表示の考え方】

● 主成分の含有量の記載方法

⇒義務表示：原料肥料において保証(普通肥料)又は表示(特殊肥料)すべき成分

⇒任意表示：原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分(普通肥料)、(特殊肥料)又は最終製品(特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料)に含まれる成分

(1) 普通肥料を原料とする場合

- ① 原料肥料で保証されている成分を表示
- ② 又は、最終製品の分析を行った結果、原料肥料の公定規格に定める成分についても、記載可能な最低含有量(*)以上含まれていることが確認できた場合には表示できる

(2) 特殊肥料を原料とする場合

- ① 原料肥料で表示すべき成分を表示
- ② 又は、最終製品の分析を行った結果、表示可能な最低含有量(*)以上含まれていることが確認できた場合には表示できる

(*)保証に必要な最小量

窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄：1%
アルカリ分、有効けい酸：5% 有効苦土：1%
有効マンガン：0.1% 有効ほう素：0.05%
※家庭園芸用肥料を除く
※指定配合肥料及び指定化成肥料と同じ

● 主成分

- ①窒素(窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素)
- ②りん酸(りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸)
- ③加里(加里全量、く溶性加里、水溶性加里)
- ④アルカリ分
- ⑤石灰(可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰)
- ⑥けい酸(可溶性けい酸、水溶性けい酸)
- ⑦苦土(可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土)

- ⑧マンガン(可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン)
- ⑨ほう素(く溶性ほう素、水溶性ほう素)
- ⑩銅全量(現物1kg当たり300mg以上含有する場合のみ)
- ⑪亜鉛全量(現物1kg当たり900mg以上含有する場合のみ)
- ⑫石灰全量(現物1kg当たり150g以上含有する場合のみ)
- ⑬硫黄分全量
- ⑭可溶性硫黄

第7章 表示 (2) 普通肥料(特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料)の保証票の添付

主成分の季節変動等を踏まえつつ、適正施肥に影響のない範囲で、
特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料、
の主成分の含有量の許容差は、以下のとおりです。

主成分		誤差の許容範囲
窒素全量 アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 く溶性加里 水溶性加里	アルカリ分 可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰 可溶性けい酸 水溶性けい酸 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土 硫黄分全量 可溶性硫黄	表示値が1.5%未満の場合は、(絶対値の) ±0.3% 表示値が1.5%以上5%未満の場合は、 表示値の±20% 表示値が5%以上10%未満の場合は、(絶対値の) ±1% 表示値が10%以上の場合は、 表示値の±10%
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	く溶性ほう素 水溶性ほう素	表示値の±30%
銅全量、 亜鉛全量		表示値の±30%
石灰全量		表示値の±20%



第7章 表示 (3) 保証票の留意事項と違反事例

■ 表示の留意事項と主な違反事例

肥料の生産においては、産業副産物を原料としている場合があり、原料調達の関係から、使用する原料の変更を頻繁に行うことがあります。こうした原料の変更に伴い、その肥料の原料表示を変更せず、原料表示が誤っている事例が散見されます。

原料表示が、適正かどうかの確認は、原料帳簿と突合することが重要です。また、牛を含む動物由来原料を使用した場合などでは、保証票だけではなく、保証票の外に特定の表示が必要になる場合もあります。さらに、指定混合肥料では、特に牛由来原料を使用する場合には、その原料が使用できるか確認する必要があります。

■ 保証票の記載が誤っている主な事例

- ・使用している原料の順位誤り
- ・指定配合肥料の保証方法の誤り
- ・使用していない材料を記載している 等

■ 悪質な違反事例

- ・汚泥を原料とする肥料について、動植物質のみで生産された堆肥と表示
- ・混合有機質肥料に汚泥を使用していた 等

第7章 表示 (4) 特殊肥料の品質表示基準

■ 特殊肥料の品質表示制度について

特殊肥料に関する問題点として

- 堆肥等の生産が大幅に増加し、流通範囲が広域化する中で、窒素等の成分含有量のバラツキが拡大している
- 農業者のニーズが多様化し、適切な施肥を図るためには、品質表示の充実が重要となる
- 表示事項がバラバラで統一的基準が普及していないため、農業者が混乱していること等が、指摘されていました。

このため、特殊肥料の品質表示基準を定め、特殊肥料の品質表示を義務づけ（平成12年農林水産省告示第1163号）しました。

■ 品質表示基準の対象となる特殊肥料

- 堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）
- 動物の排せつ物
- 混合特殊肥料

■ 特殊肥料の品質表示基準（一例）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	豚ふんたい肥1号
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	畜産センター 東京都千代田区大手町 丁目 番号
正味重量	20キログラム(30リットル)
生産した年月	平成15年6月
原料(原料)	豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
備考	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主成分の含有量等	
窒素全量	1.5 (%)
りん酸全量	2.7 (%)
加里全量	2.5 (%)
銅全量	450 (mg / kg)
亜鉛全量	1100 (mg / kg)
炭素窒素比	14

主成分の季節変動等を踏まえつつ、適正施肥に影響のない範囲で、**特殊肥料**（動物の排せつ物、堆肥及び混合特殊肥料）の**主成分と許容差**は以下のとおりです。

主成分		誤差の許容範囲
窒素全量 アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 く溶性加里 水溶性加里	アルカリ分 可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰 可溶性けい酸 水溶性けい酸 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土 可溶性硫黄	表示値が1.5%未満の場合は、（絶対値の） ±0.3% 表示値が1.5%以上5%未満の場合は、 表示値の±20% 表示値が5%以上10%未満の場合は、（絶対値の） ±1% 表示値が10%以上の場合は、 表示値の±10%
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	く溶性ほう素 水溶性ほう素	表示値の±30%
銅全量、 亜鉛全量		表示値の±30%
炭素窒素比		表示値の±30%
石灰全量、水分含有量		表示値の±20%

■ 表示基準とは

普通肥料においては、保証票による表示に加えて、肥料の施用上若しくは保管上の注意事項等について、表示を義務付けていました。

しかし、例えば被覆肥料などの被覆材に関する表示など、業者自身が任意で表示している事項については、一律の基準を定めておらず、メーカーごとに表示が異なっていたため、農家がそれぞれの銘柄を比較して購入することが困難となっていました。

このため、施用上の注意事項に加え、品質若しくは効果について、農林水産大臣が一律の表示基準を定めることとなりました。(R3.12より)

(普通肥料の表示の基準)

第二十一条 農林水産大臣は、普通肥料について、その消費者が施用上若しくは保管上の注意を要すると認めるとき、又はその消費者が購入に際し品質若しくは効果を明確に識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質若しくは効果を明確に識別することが特に必要であると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする表示の基準を定め、これを告示するものとする。

- 一 施用上若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために表示すべき事項
 - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項
- 2 都道府県知事は、その登録した普通肥料又はその届出に係る指定混合肥料について、前項の表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

■ 施用上の注意に関する表示の例

・ 牛由来の原料を使用する際の表示

6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があります

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

(注) 以下、省略

■ 品質若しくは効果に関する表示の例

・ 被覆肥料の被覆原料の表示

7 被覆窒素肥料、被覆りん酸肥料、被覆加里肥料、被覆複合肥料、被覆苦土肥料及びこれらが原料として使用された肥料

この肥料には、被覆原料としてが使用されています。

被覆原料:

コーティング肥料

(注) 上記のいずれかにより表示すること。また、○○には、被覆原料を硫黄、プラスチック等最も一般的な名称をもって記載すること。

(備考) 肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件(令和3年6月14日農林水産省告示第1015号)より抜粋

第7章 表示 (6) ウェブによる肥料情報の提供

■原料等のウェブ表示

肥料法に基づくウェブ表示は、本来保証票に記載する内容について、肥料情報システム内のウェブページにおいて、その内容を表示することにより、保証票には、そのサイトへのアドレスや二次元コード等を記載することで表示の代替が可能です。現時点で保証票の記載事項のうち、ウェブ表示できる内容は、

- 普通肥料の原料の種類の一部の記載内容
 - 生産した事業場の所在地
- です。

原料の種類の一部の記載内容については、指定配合肥料又は指定化成肥料、窒素全量を保証する肥料の原料表示において、〔 〕を使用した場合において、ウェブ表示による保証票上の記載の省略が可能です。

生産した事業場の名称及び所在地については、名称及び所在地を掲載したウェブサイトのアドレスや二次元コード等を記載することができます。

これらウェブ表示をした場合には、電話番号その他の連絡先を併せて表示するとともに、農家等からウェブに記載された内容の書面の交付を求められたときは、書面を交付する必要があります。

□指定配合肥料の表示例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料、加工家きんふん肥料、その他

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 「指定配合肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の原料を原料として含む。

3 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。
(電話番号)

二次元コード

□生産した事業場の名称及び所在地の表示例

生産した事業場の名称及び所在地

二次元コードのリンク先に記載

二次元コード

ウェブ表示の閲覧

参考情報がダウンロード

法令に基づくウェブ表示

生産した事業場の名称及び所在地
農林水産省テスト用 ○○工場
北海道札幌市○○区1-2-3

参考情報

登録番号
生第12345号

肥料の種類
配合肥料

肥料の名称
ウェブ表示デモ用肥料

原料の種類

材料の種類、名称及び使用量

混入した物の名称及び混入の割合(%)

正味重量
500キログラム

生産した年月
保証票に記載

生産業者の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地
農林水産省テスト用 ○○工場
北海道札幌市○○区1-2-3

販売業者の氏名又は名称及び住所
農林水産省テスト用

成分項目

窒素全量	1
アンモニア性窒素	1
りん酸全量	1
加里全量	1

肥料の包装



分析結果

pH 7.0~7.5
水分率 5.0%以下
グリシン 23.5%

施肥時期



元肥 107-ル当たり100kg
追肥 107-ル当たり 60kg

肥料の性状等



適用作物

ニラ
ニンニク
ほうれん草
玉ねぎ

その他の参考事項

この肥料は○○を使用しています。
この肥料に関するお問い合わせ先
TEL:××-××××-××××

第8章 虚偽宣伝の禁止

近年、肥料原料の虚偽表示により、有機農家等に経済被害が生じた事案が発生したこと受け、肥料原料の虚偽表示に対する規制を強化する必要性がありました。

そこで、肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法について、

- ① 虚偽の宣伝を禁止する。(第26条第1項)
 - ② 誤解を生じるおそれのある名称を用いることを禁止する。(同条第2項)
- こととなりました。

なお、肥料の原料等の詳細情報については、保証票に全て記載するには情報量が多く、別途、チラシやホームページを用いて宣伝を行うことが一般的ですが、これらの虚偽宣伝についても処罰対象となりますので、注意が必要です。

なお、虚偽宣伝については肥料法以外の法令(例：景品表示法等)で、指摘や指導される場合もありますので注意が必要です。

■ 虚偽宣伝等の対象の拡大

虚偽宣伝等の対象の拡大	
新	旧
対象事項	対象事項
1. 肥料の主成分 2. 肥料の主成分の含有量 3. 肥料の効果 4. 肥料の原料 5. 肥料の生産の方法 (材料や生産工程等)	1. 肥料の主成分の含有量 2. 肥料の主成分の効果

(R3.12より)

第8章 虚偽宣伝の禁止

◆ 原料の虚偽表示の例（チラシをイメージ）

有機入り肥料ABC 7-4-3

この肥料1袋の中には次の成分が含まれています。
チッソ 1.40kg リンサン 0.80kg カリ 0.60kg

特長

○ この肥料は、**有機由来100%**の肥料です。

尿素を使用にも関わらず有機由来100%と偽って宣伝

○ この肥料には、**硝酸化成抑制材**を使用しており、肥料の効き目がよりじっくり栄養を供給する肥料です。

使用していない材料を偽って宣伝

○ この肥料には、**苦土及びホウ素を1%**含有しており、窒素リン酸加里以外の栄養を供給します。

含有していない成分や量を偽って宣伝

原料帳簿

(実際に使用した原材料等について)

生産年月日	令和2年4月3日	
肥料の名称	有機入り肥料ABC7-4-3	
使用したものの名称	使用量	購入元
肉骨粉	200kg	何でも商事(株)
尿素	200kg	何でも商事(株)
副産動植物質肥料	400kg	何でも商事(株)
なたね油かす及びその粉末	500kg	何でも商事(株)
組成均一化促進材(ゼオライト)	200kg	何でも商事(株)
生産量	1500kg	何でも商事(株)

分析結果

分析項目	測定値	分析法
窒素全量	7.2%	肥料等試験法
りん酸全量	4.5%	肥料等試験法
加里全量	4.0%	肥料等試験法
水溶性苦土	未検出	肥料等試験法
水溶性ほう素	0.2%	肥料等試験法

根拠に基づいた表示が必要。また、肥料法以外の法令に抵触しないよう留意する必要。

● 帳簿の備付

- 生産業者、輸入業者は、生産、輸入の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、生産又は輸入したとき、その名称、数量、原料、その他の事項を記載（肥料法第27条第1項）
- 生産業者、輸入業者、販売業者は、生産、輸入、販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入又は販売したとき、その名称、数量、年月日、相手方の名称を記載（肥料法第27条第2項）
- 帳簿は2年間保存（肥料法第27条第3項）

第9章 帳簿 (2) 原料帳簿の備え付け

■ 帳簿の備え付けの義務

肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載することとなっています。

しかしながら、近年、原料の虚偽表示の違反事例が複数見られたこと等から、今回の肥料法の改正により、従来の帳簿に加えて、肥料に使用する原料を記録

(原料帳簿の備え付け) し、常に適正な肥料を生産しているか確認できる体制となるように、帳簿の記載内容が拡大されました。

原料帳簿の備え付けが義務付けられる肥料は、原料・材料等の表示が必要な肥料や、多様な原料の使用ができる副産肥料等が対象です。

原料帳簿への記載項目は、使用した原料等の名称、使用量及び購入元です。

なお、原料規格の原料を使用した場合には、その発生元や発生工程を記載又は添付する必要があります。また、生産した肥料においてウェブ表示を行う場合にあつては、生産ロットの番号も必要となります。

その他、指定配合肥料で分析値による保証を行った場合や、4週間ルールの際の含有量の根拠となる資料についても備え付けが必要となりますので、ご留意願います。

■ 原料帳簿の備え付けが必要な肥料

- 原料表示、材料表示、異物表示を行っている肥料
- 原料規格の対象となる原料を使用した肥料
(原料規格については、公定規格の項目を参照。)

■ 原料帳簿に記載する項目

- 生産ロットの番号 (web表示を行う場合)
- 使用した原料の名称
- 使用量
- 原料の購入元
- 原料の発生元 (試薬や工業用薬品では不要)
- 原料の発生工程等、原料規格に適合していることがわかる書類 (帳簿に添付)

なお、輸入業者は、「原料の発生元」は契約書等に業種を記載することで代替可能であり、「原料の購入元」は不要

原料が肥料の場合は、購入帳簿で代用が可能

■ 原料帳簿の保存期間

2年間

原料帳簿の対象から除かれるものについて

原料帳簿の 対象外 の例	原料帳簿の 対象 の例
<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家が自身の飼育する家畜ふんと敷材等（植物質原料）のみを堆肥化し、販売又は譲渡する場合 (肥料法施行規則第25条の2第1項第2号八) 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家が自身の飼育する家畜ふんと敷材（植物質原料）の他、発酵促進材などの表示が必要な材料を使用して堆肥化し、販売又は譲渡する場合 (材料のみが原料帳簿の対象。肥料法施行規則第25条の2第1項第2号二) 堆肥センターなどで、他社から家畜ふんを集めて堆肥化し、販売又は譲渡する場合 食品残さを使用して堆肥化し、販売又は譲渡する場合

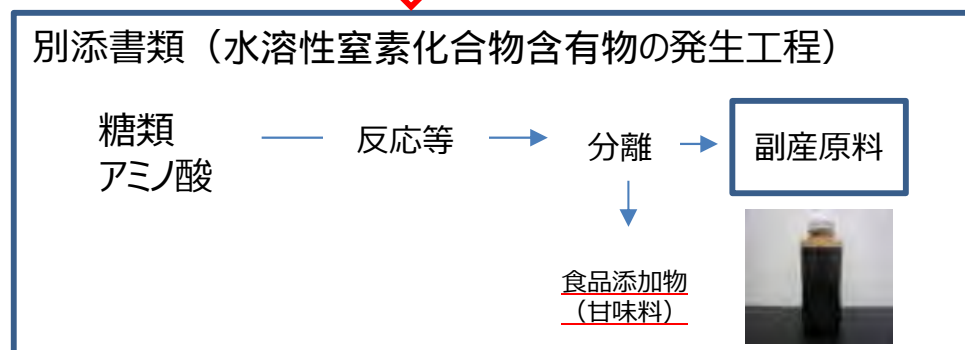
原料帳簿については、帳簿様式は特に定めず、電子的記録や複数書類であっても、必要な事項が生産される肥料の表示等と体系的に整理されていれば良いこととしています。

副産原料を使用している肥料の例

生産年月日	令和2年4月3日			
肥料の名称	化成21世紀エディション			
使用したものの名称	使用量	購入元	発生元	備考
水溶性窒素化合物含有物	200kg	何でも商事(株)	食品添加物製作所 千葉工場	別添書類 (発生工程)
なたね油かす及びその粉末	430kg	何でも商事(株)		
配合肥料	400kg	何でも商事(株)		
副産肥料	300kg	何でも商事(株)		
(塩化加里)	(70kg)	何でも商事(株)		
生産量	1500kg	何でも商事(株)		

原料規格(抜粋)	
原料の種類	原料の条件
水溶性窒素化合物含有物	水 食品用酵素、人工甘味剤、 食品添加物 又は飼料添加物の 製造副産物

塩化加里は登録肥料で、化成肥料の窒素全量を保証する原料ではないので原料表示に関わらない。このため塩化加里の記載は義務ではない。



輸入肥料の原料帳簿については、海外の生産元や輸出元との契約書等により、上記の内容を盛り込むことにより、代用可能とする

購入元は記載不要であり、発生元の代わりに業種とすることも可能

第10章 委託、賃借及び施用者委託配合

第11章 BSEに係る規制

第12章 適用除外

第13章 立入検査・報告徴収等

第14章 肥料の生産工程管理

第15章 行政処分や罰則等

第16章 肥料手続きのオンライン対応

■ 賃借・委託による生産の場合の届出等

肥料は、製造コストのうち原材料費の割合が高く、付加価値や単価が低いため、輸送コストを最小限に抑えることが重要です。

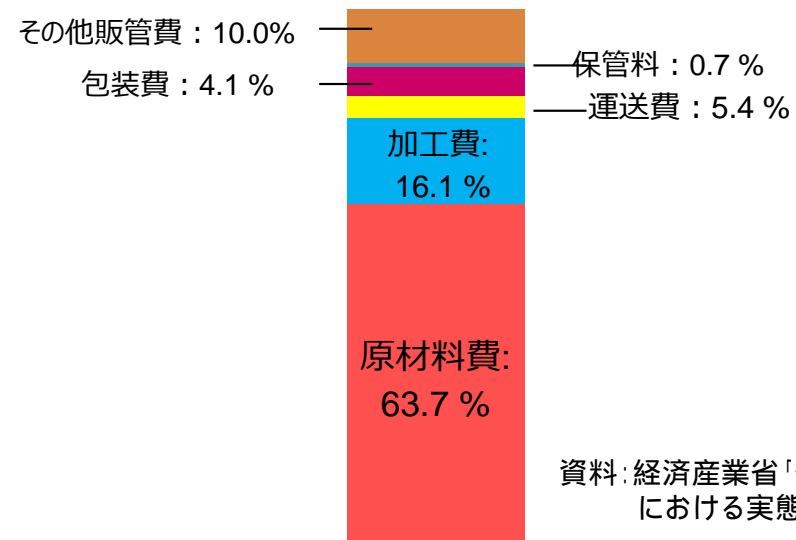
このため、肥料メーカーは、全国に点在する他社の肥料工場を賃借又は生産を委託し、自社ブランドの肥料として、近隣の顧客に販売することが一般的となっています。

肥料の登録・届出は、主に工場を賃借又は生産を委託した側が生産業者として手続きを行い、保証票の「生産業者の氏名又は名称及び住所」には、登録・届出を行った業者の名称を記載します。

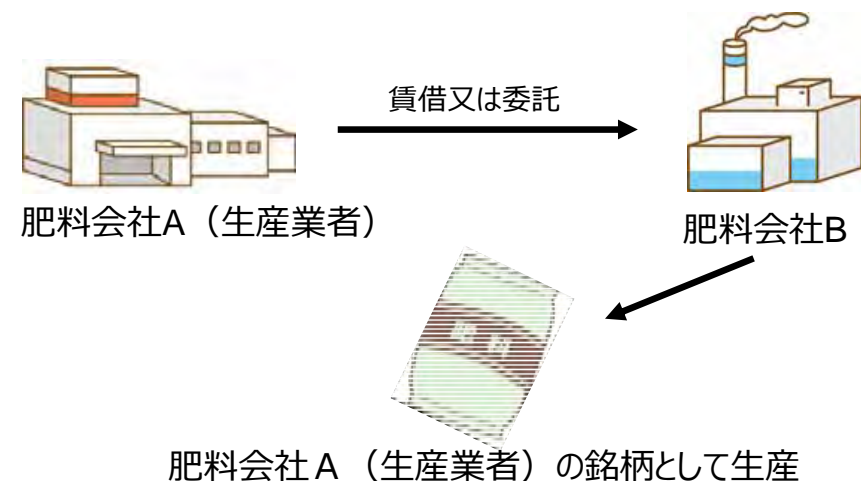
賃借による生産と委託による生産の主な違いとして、委託では事業場に委託者の生産管理人を置く必要はありませんが、賃借では借主の生産管理人を置く必要があります。

賃借又は委託により肥料を生産する場合は、局長通知に定められた様式に基づく届出を行った上で肥料の登録・届出を行う必要があります。

■ 高度化成肥料に占めるコストの内訳



■ 肥料の賃借・委託生産



平成13年（2001年）、日本で初めてBSE患畜が確認されたため、肉骨粉のような動物由来たん白については、全ての動物種について肥料としての製造・出荷を一時停止する措置を講じました。これに合わせ、外国からの輸入についても国内製造品と同様に一時停止する措置を講じました。（* 1）

その後、BSEに関する科学的知見とリスク評価結果を踏まえ、動物由来たん白質の肥料利用について、順次、動物種や製造工程管理毎に、一時停止を解除してきました。（* 2）

これら動物由来たん白質の原料については、リスク評価に基づき、その製造工程が適切に脊柱等を扱う工程と分離・管理されていることを農林水産省が確認することとしています。（* 3）

また、動物由来たん白質由来の原料を日本に輸入する場合は、輸出国政府が日本国内で講じているリスク管理措置と同等の措置をとることを含めた「家畜衛生条件」を農林水産省と締結することや「輸出国証明書」の添付等が必要です。

なお、当該肥料原料の輸入業者についても一定の要件が課されており、輸入前に農林水産省による確認を受ける必要があります。

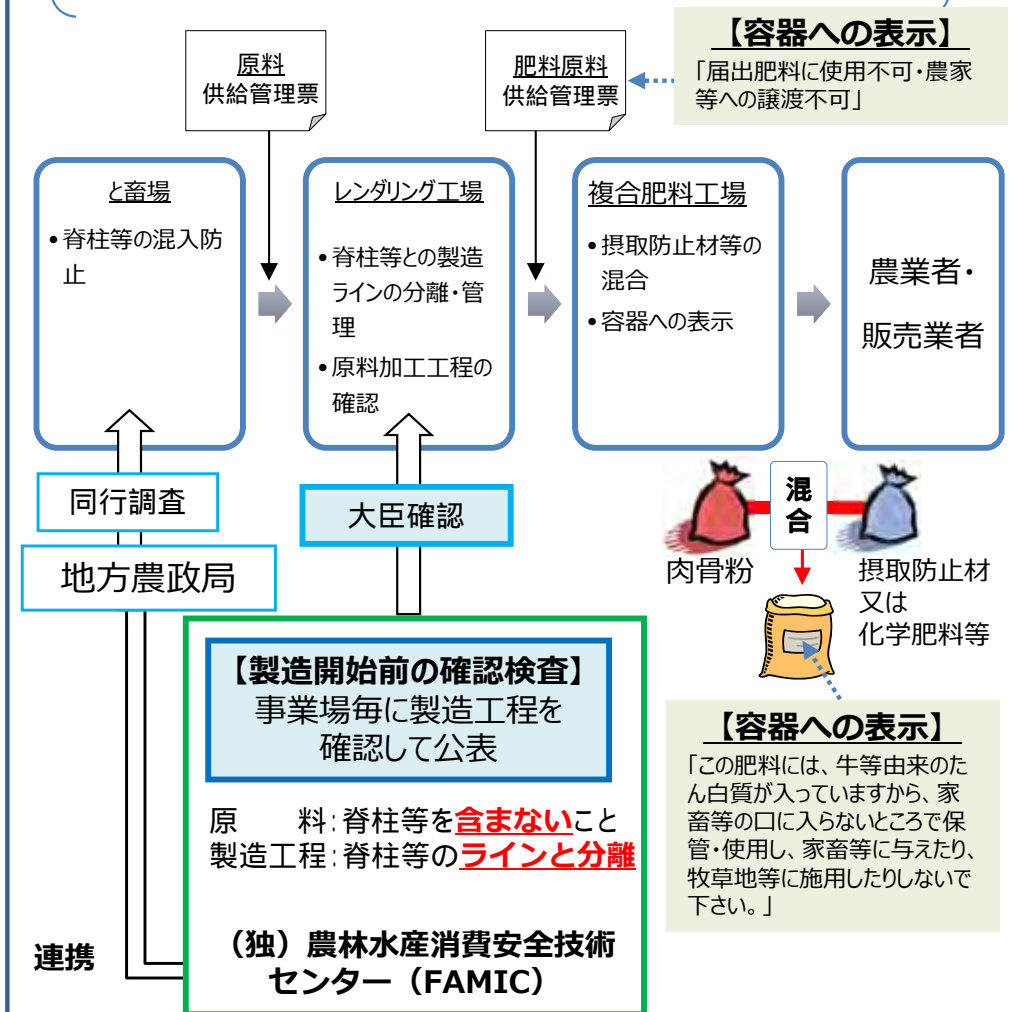
登録・更新においては、公定規格に適合するものの、「ペットフード通知」及び「輸入検疫実施要領」によって輸入できないものがありますので、その点にも留意する必要があります。

【関係通知】

- * 1 「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号生産局長・水産庁長官通知）
- * 2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号生産局長・水産庁長官通知）

■農林水産大臣の確認制度と管理措置

* 3 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号消費・安全局長通知）



■ 適用の除外

肥料として供用されうるものであっても、輸出向けの肥料や、専ら工業用又は飼料用のみに使用され、肥料として使用されないものにあつては、肥料法の適用を除外しています。

- 輸出向けの肥料
として生産、譲渡、輸送、又は保管する場合
- 工業用又は飼料用（ ）
として生産、輸入、譲渡、輸送、又は保管する場合
(農林水産大臣又は都道府県知事が指定する肥料)

【適用の除外】

肥料を輸出するために生産し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合及び農林水産大臣の指定する肥料を工業用又は飼料用に供するために生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合には、農林水産省令の定めるところにより、この法律は、適用しない。

都道府県知事の指定する肥料を工業用又は飼料用に供するため、当該都道府県の区域内において、生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合も、また同様とする。
(法第35条)

【農林水産省令の定めるところ】

法第三十五条第一項の規定により法を適用しない肥料は、当該肥料の容器又は包装にその種類及び輸出用、工業用又は飼料用に供する旨を表示したものに限る。
(施行規則第33条)

■ 農林水産大臣が指定する肥料

「特殊肥料等を指定する件」(昭和25年農林省告示第177号)の二 に指定されている以下のもの

【工業用】

硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、尿素、蒸製てい角粉、消石灰、炭酸カルシウム肥料など53の肥料

【飼料用】

尿素、イソプチルアルデヒド縮合尿素、焼成りん肥、大豆油かす及びその粉末、米ぬか、貝化石粉末など39の肥料

適用の除外となるもの

(輸出用の肥料)
生産、譲渡、輸送、
保管

(工業用の肥料)
生産、輸入、譲渡、
輸送、保管

(飼料用の肥料)
生産、輸入、譲渡、
輸送、保管



肥料の容器又は包装の外部に、「輸出用」、「工業用」又は「飼料用」と表示することが条件

(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個に表示)

第13章 立入検査・報告徴収等

■立入検査について

農林水産大臣又は都道府県知事は肥料の生産、輸入等が適切に行われていることを確認するため、農林水産大臣はその職員又はFAMICに、都道府県知事は、その職員に対し立入検査を行わせることができます。

生産業者及び輸入業者に対しては、主に銘柄の登録・届出を受けた国又は都道府県が立入検査を行います。また、販売業者に対しては主に都道府県が、外国生産業者に対しては、国が立入検査を行います。

立入検査時には、帳簿書類の確認、関係者への質問や肥料の収去等を行います。また、立入検査は、事前に事業者へ連絡は行わず、原則無通告で実施します。

■報告徴収について

違反事件について、調査、確認等を要する場合、農林水産大臣又は都道府県知事は、法第29条に基づき、事業者に対し報告徴収を行うことができます。

また、都道府県知事は、法第29条の報告徴収によって表示事項を表示しない若しくは遵守事項を遵守しない場合や普通肥料を登録せず譲渡していたり、譲渡が禁止されている肥料が譲渡されている等が判明した場合は、農林水産大臣へ報告しなければならない。

Q & A

Q 1 .立入検査の内容は公表されていますか。

A 1 .農林水産省及びFAMICが行った立入検査の結果は、農林水産省のホームページに公表されています。

Q 2 .収去した肥料は、どうなりますか。

A 2 .収去した肥料は、N、P、K等の成分量を分析し、保証票に記載されている保証成分値を満たしているかを確認します。また、有害成分の分析を行い、公定規格に定められた許容値未満であるかを確認します。

■ 生産に当たっての注意事項

生産・輸入業者においては、登録を受けた方法以外で生産・輸入を行ってははいけません。具体的には、登録申請とは異なる原材料を用いて生産したり、摂取防止材を添加せずに牛等由来の原料を配合したりすることは制限されています。

登録・仮登録を受けた者は登録証または仮登録証を主たる事務所に備え付け、生産業者はその写しを肥料生産事業場に備え付ける必要があります。

■ 品質管理

原材料以外の異物を混入することは、前述のとおり禁止されています。肥料によっては吸水しやすいもの、爆発のおそれがあるもの、農薬が混入されているもの、ねずみ等の獣害のおそれがあるもの等があります。このため、製造から出荷までの間、適切に管理する必要があります。

■ 肥料製造の品質管理の優良事例

定期的な成分分析、表示部門と品質管理部門との円滑な情報伝達、マニュアルの整備、正確な在庫管理等

■ 他の法令の遵守

肥料の製造には、肥料法を遵守するとともに、労働者の安全確保や、取り扱う化学物質に関する各種規制を遵守する必要があります。

■ 肥料生産に関する法令

消防法、毒劇物法、化管法、化審法、労働安全衛生法等

第15章 行政処分や罰則等

■ 行政処分の内容

農林水産大臣又は都道府県知事は、事業者に違反が認められた場合は、違反の内容に応じて、行政処分を行うことができます。

行政処分には、法令違反や植物に害があると認められた肥料に対する、譲渡の制限又は登録の取り消しや、違反のあった外国生産業者の肥料に対する登録（仮登録）の取り消し等があります。

■ 行政処分の手続き

違反が判明した場合は、まず不正肥料の流通防止措置を講じ、詳細な調査を行った上で、行政処分の手続きを行います。

また、行政手続法に基づく事前手続きの規定に従い、事業者に対し、聴聞又は弁明の機会を与えることとなっています。

■ 罰則

罰則は、違反の内容に応じて、最低10万円以下の過料から、最高3年以下の懲役若しくは100万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金まで、6段階の規定があります。

■ 行政処分の種類

国内業者の法令違反

- (例)
- ・無登録肥料の生産
 - ・保証票の無添付 など

植物に害があると認められた場合

- (例)
- ・実際に植害が発生
 - ・収去検査の結果、植害が明らかになった場合 など

人畜に被害がある農産物が生産されると認められた場合

外国生産業者の法令違反

- (例)
- ・保証票無添付の肥料を譲渡 など

- ・当該肥料の譲渡、若しくは引渡しの制限若しくは禁止
又は
- ・登録又は仮登録の取消

- ・当該肥料の譲渡、若しくは引渡しの制限若しくは禁止

- ・登録又は仮登録の取消

■ 肥料情報システム（e肥料）について

肥料の品質の確保等に関する法律では、約20種類の肥料の登録申請又は届出書の様式が定められている他、肥料業者の社名・住所等の変更手続きに要する書類の提出も必要であること、また、大規模な肥料業者にとっては数百件の肥料登録を有しており、相当数のデータ量となっています。

これらの、データをクラウド上に構築したシステムにより管理し、農林水産大臣の登録にあっては農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が、登録の更新・失効・書替については地方農政局が、都道府県知事登録業務については各都道府県において、各事務処理等を行っています。

このうち、オンラインによる肥料手続きについては、平成28年度に実施した肥料情報システムの改修により「事業者向けのポータルサイト」の開発を行い、オンライン上で申請書作成サービスを提供していました。

令和2年3月より、肥料手続きのうち届出に係るものについてオンラインによる手続きを開始しています。

■ オンライン申請ができる手続き（届出に係る以下の手続き）

- ①登録証の記載事項変更に係る届出又は登録証の書替交付申請
- ②登録証の滅失（汚損）に係る再交付申請
- ③普通肥料の名称変更に係る書替交付申請
- ④登録・仮登録の有効期間の失効
- ⑤指定混合肥料の生産業者の事業の開始届
- ⑥指定混合肥料の生産業者の届出事項の変更又は廃止の届出
- ⑦指定混合肥料生産事業廃止届出
- ⑧国内管理人に係る変更届
- ⑨生産事業場に係る略称届
- ⑩生産事業場に係る略称変更届

登録・更新手続きについては、今後対象とする予定です。

■ その他、肥料情報システムでできること

- オンライン上で肥料に関する各種手続きの事前相談ができます。
- 国登録、都道府県登録肥料の登録情報については、「肥料登録銘柄検索システム」より検索等が可能です。
なお、「肥料登録銘柄検索システム」のご利用に際しては、肥料情報システムの利用登録なしにご利用いただけます。

■ オンライン申請を行うには

① 既存のポータルユーザ（既にユーザ名・パスワードをお持ちの方）
既に発行されているユーザ名・パスワードでの申請が可能です。

② 新規でオンライン申請を行うユーザ

新規にID及びパスワードの発行が必要となりますので、以下のリンク又は右の二次元コードより、アカウント申請をお願いします。

また、すでにアカウントをお持ちの方で、登録情報の変更や削除をご希望の方についても、以下のURL又は右の二次元コードから手続きが可能です。

<https://hiryotouroku-portal.force.com/UserRegistRequestEntrance>

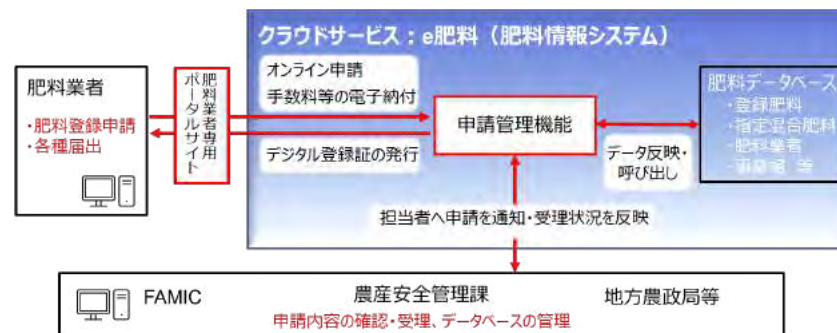
※設定されたパスワードはお忘れにならないよう、大切に保管してください。

（農林水産省ではパスワードを調べることができません）

また、以下の前提条件を満たしている場合、GビズIDで肥料情報システムへログインすることができます。

- (1) 肥料情報システムにユーザが存在する。
- (2) 肥料情報システム側のユーザの姓、名、メールアドレスとGビズID側のユーザの代表者（姓、名）、アカウントID（メールアドレス）が一致する。
- (3) GビズIDプライム又はそのメンバーであること。

＜オンライン申請の概要＞



＜e肥料への新規登録、変更及び削除＞



＜e肥料ログインページ＞

<https://fertilizer-search.maff.go.jp/login>



第17章 令和元年の肥料制度見直し

- (1) 見直しの背景
- (2) 法改正の概要
- (3) 新たな肥料の意義とメリット
- (4) 先行事例
- (5) 経過措置

(参考資料) 法律、政省令、告示、通知

■ 地力の低下

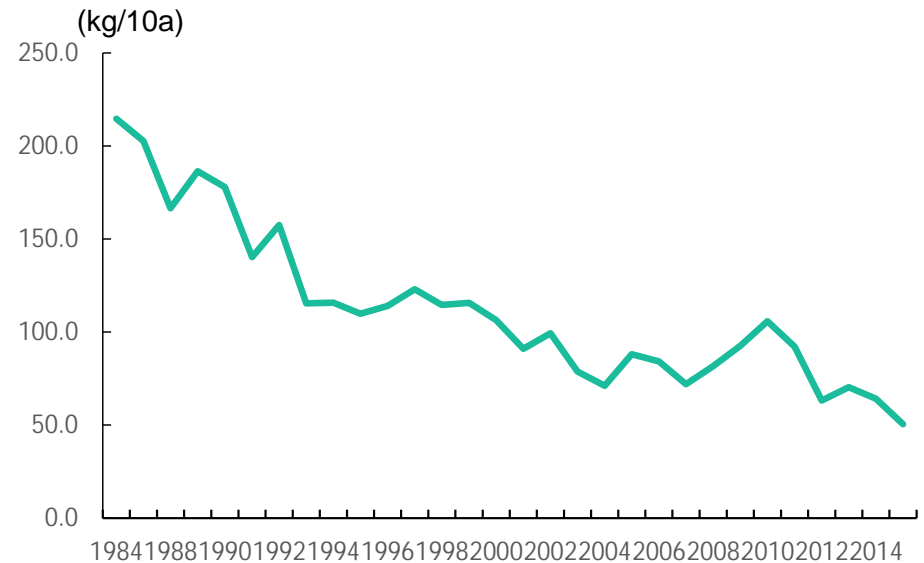
土づくりの重要性は昔から認識されており、ほ場の土壌の状況等に応じた堆肥の施用などが重要とされてきました。しかしながら、堆肥の施用量は減少傾向にあります。これは、

- ① 農家が散布に労力がかかるほか、専用の散布機を必要とすることに加え、
- ② 成分が不安定で施肥設計に組み込みにくいことなどから、敬遠する農家が増えていることが関係していると考えられます。

このような現状を裏付けるように、土壌環境基礎調査によると、水田土壌の可給態窒素は2割の水田で不足していました。また、堆肥を施用せず大豆を水田で連作すると、土壌の可給態窒素が減少し、収量も低下する事例がみられています。地力窒素の減少や、高温時に水稻の品質が低下するリスクにつながるおそれもあります。

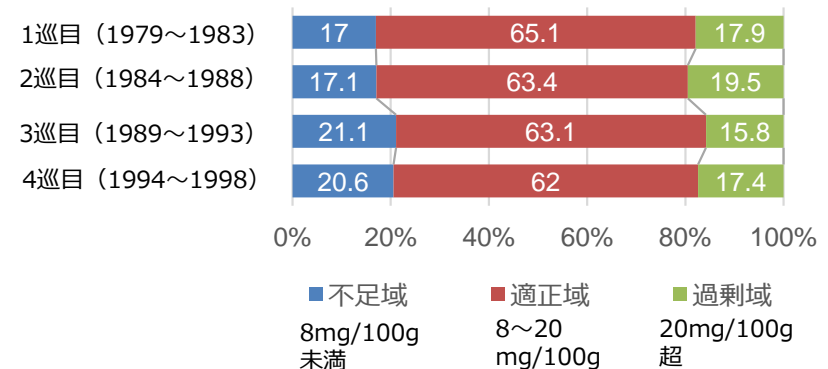
地力の低下は中長期的に進むプロセスであり、仮に収量が低下傾向にあっても、収量に影響する要因は様々なものがあるため、農家が実感しにくいことも原因と考えられます。

◆ 水田への堆肥の投入量の推移



出典：「農業経営統計調査」
(農林水産省) を基に作成

◆ 全国の水田土壌の可給態窒素の状況



資料：土壌環境基礎調査

■ 栄養バランスの乱れ

地力の低下については前述のとおりですが、畑や果樹園等では、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥等により、

- ① ほう素等の微量元素の欠乏
 - ② りん酸過剰による病気の誘発、カリ過剰による栄養バランスの乱れがもたらすカルシウムやマグネシウムの欠乏
- などが発生しています。

また、一部の水田では、尿素を原料とした高度化成肥料が一般化し、結果的に硫安や石こう（普通化成肥料や過りん酸石灰などに含有）などに由来する硫黄の施用量が減少し、一部の水田では、硫黄欠乏の症状が散見されています。

施設園芸では、肥料成分が降雨で溶脱しにくいことから、りん酸や加里の土壌蓄積が顕著となっています。

微量元素の欠乏

- ・ 水稲へのけい酸施用の減少によるいもち病の被害の発生
- ・ 水稲の硫黄欠乏による収量低下
- ・ ほう素欠乏によるブドウやブロッコリーの生理障害の発生



茎表面が褐変化したブロッコリー（ほう素欠乏）



葉が虫食い状態のブドウ（ほう素欠乏）

出典：「作物の生理障害図鑑」（JAあいち経済連）

栄養バランスの悪化や過剰害

- ・ りん酸過剰によるアブラナ科野菜での根こぶ病の誘発
- ・ カリ過剰によるカルシウム及びマグネシウムの含有率の減少がもたらすブロッコリーの花蕾黒変症



根こぶ病が発生したハクサイ

資料：東京農業大学 名誉教授 後藤逸男氏提供



花蕾黒変症が発生したブロッコリー

出典：「家畜ふん堆肥の連用によるカリ過剰とブロッコリーの花蕾黒変症について」鎌田淳

■ 産業副産物の活用

世界的に肥料の需要の伸びや、近年の肥料原料価格の上昇などもあり、将来にわたって肥料の安定供給のためには、海外依存度の高い肥料原料について、バランスのとれた貿易にするとともに、国内で調達可能なリサイクル資源の活用を進めることが重要となっています。

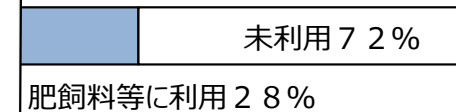
加えて、産業副産物を活用した肥料は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、低コストで土壌の改善に役立つとともに、家畜排せつ物の処理や食品リサイクル等の資源循環にも役立つ新たな肥料原料として有用です。

◆ 肥料価格は、国際的な原料（りん鉱石、カリ鉱石など）の需給動向に左右され、不安定

- 2008年、国際的な原料需給の影響により高騰。
- 世界的に肥料需要が伸びる中で、今後の国際需給の影響を受ける局面も考えられる。

◆ 食品リサイクルによる肥料利用率は低く、活用の余地

食品廃棄物 約1,600万トン



出典：農林水産省「バイオマス種類別の利用率等の推移（令和元年8月）」に基づき作成

◆ 産業副産物を活用した肥料のメリット

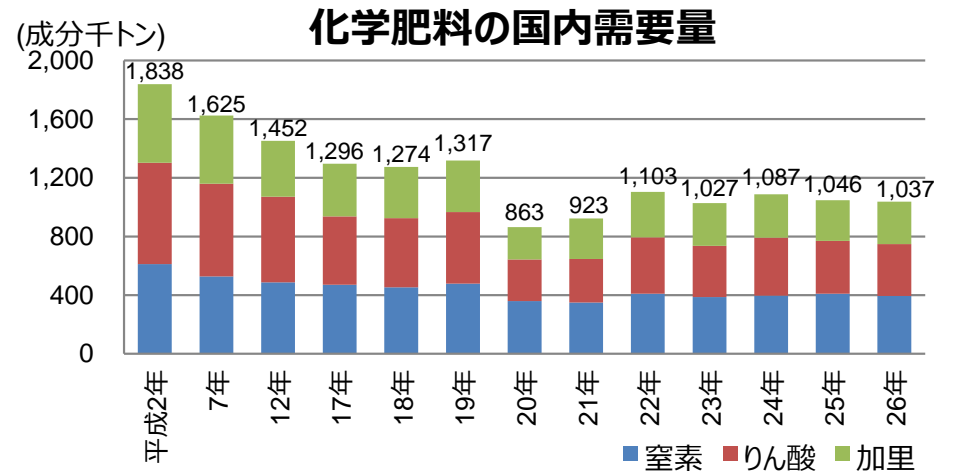
低コスト	土壌の改善	資源循環
<ul style="list-style-type: none"> ・原料としてのコストが安い ・国内で調達可能で国際市況にも左右されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物を含む他、微量元素など様々な養分も含むため、土壌の改善に役立つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源の有効活用や環境保全に役立つ ・偏在する家畜排せつ物の流通・活用につながる

■ 肥料生産の状況変化

戦後、食料増産の必要性の増大に伴い化学肥料が増産されてきました。しかし、作付面積の減少や水稲の良食味化等に伴い、化学肥料の需要は一貫して減少しています。こうした背景もあり、肥料生産の合理化が進み、近年は、肥料部門が分社化されたり、同系列の会社間での合併・事業統合が進んでいます。

また、平成20年には、原油の高騰をきっかけに、尿素などの窒素質肥料の価格が一時的に大幅に上昇し、これにつられて、リン鉱石、塩化加里などの価格も上昇した結果、化学肥料の価格は大幅に上昇しました。これに対応し、無駄な施肥の削減や廉価な低成分銘柄に一時的に移行する動きが見られ、需要の減少に拍車がかかりました。

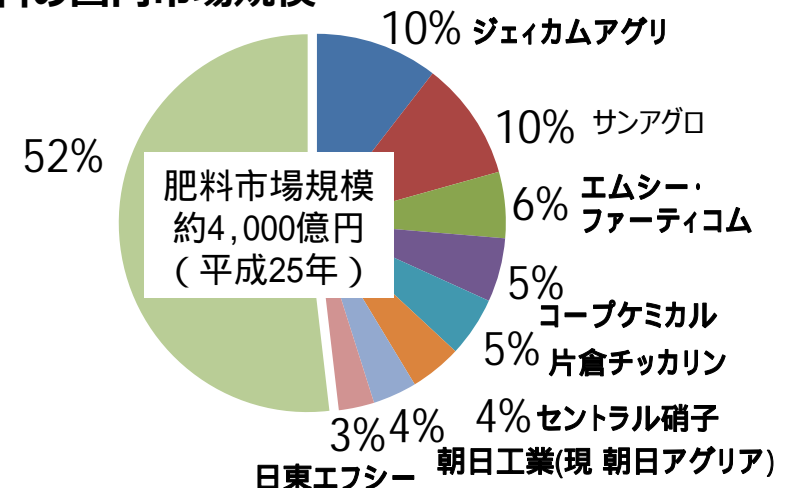
なお、平成25年の調査では、肥料の市場規模約4,000億円に対して、企業別のシェアは、上位8社で約5割を占めています。



資料：農林統計協会「ポケット肥料要覧」

注：数値は成分換算（窒素、りん酸、加里成分の合計）

肥料の国内市場規模



資料：「工業統計表（平成25年）」など経済産業省調べ

(注) 肥料市場規模は、従業者4人以上の事業者に関する製造品出荷額等の2社は平成27年に統合 現「片倉コープケミカル」

■データに基づく施肥の展開

現在、土壌診断に基づき、土づくりを実施しやすい環境作りを進めているほか、土壌データを活用した「スマート農業」の取組が進展し、本格的な現場導入の段階を迎えています。

地域の土壌や施肥のデータを基に施肥を最適化し、収量や品質向上につなげるためには、

- ① バラバラに存在する土壌・施肥データ等の集積
 - ② 圧倒的に不足している圃場毎の生育、収量や品質等のデータの収集
- が今後の鍵となります。

これらデータと既存の知見を基に、養分含量が実際に収量減少に直結している関係を見いだすことで、改善が必要な圃場を明らかにし、そこに適した肥料の開発や必要な成分の配合を処方するサービス、新たな施肥技術等の進展が期待されます。

肥料供給の観点では、こうした新たなシステムに対応した肥料を機動的に供給できるような仕組みの構築が重要となっています。

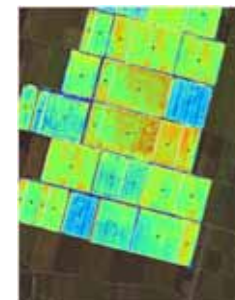
データを活用したスマート農業の展開

土壌や作物の生育などのデータを基にした栽培管理による生産性向上

- 圃場ごとの土壌や収量・生育などのデータを収集・活用
- データを分析して圃場ごとに施肥量を設定

< 事例 > 『若狭の恵（福井県小浜市）』

- ・ドローンによる葉色センシング及び食味収量
コンバインによるデータ収集
- ・土壌分析も実施し、施肥量をコントロール
- ・これらのデータを分析し圃場ごとに施肥量を設定
- ・可変施肥ブロードキャスターにより圃場ごとに施肥量をコントロール



圃場ごとにセンシング結果をマッピング

肥料の課題

土壌等のデータを基に必要な肥料を機動的に供給することが必要

- 微量要素など土壌に不足する成分を含んだ肥料を機動的に供給できるようにする必要
- 化学肥料と堆肥を配合可能にして、2度の散布を1度で済むようにするなど、省力化を図るとともに、土づくりのハードルを下げることが必要

■ 新たな課題への対応

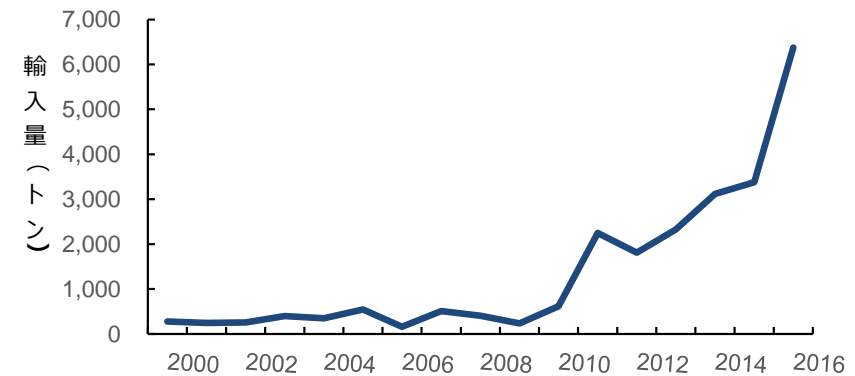
肥料の公正な取引を確保するため、肥料に保証票の添付を義務付け、肥料の品質の表示などを行ってきたところです。しかしながら、保証票に記載を求めている成分濃度や原料以外にも、肥料に求められる品質や機能は拡大してきており、こうした品質や機能についても適正な表示が求められるようになってきています。

例えば、被覆肥料などの緩効性肥料は、肥料成分の溶出をコントロールすることから、追肥を省略できるなどのメリットがあり、利用が進展してきています。一方で、被覆材料の違いによる性能の違いや保管上の留意点についての表示は各社が独自の基準で定めており、最近では、中国等からの輸入も増加傾向です。このため、農家が利用するに当たって混乱しないよう、一定の表示の基準を定めることが重要となってきています。

このほか、輸入飼料に残留するクロピラリド（除草剤の成分）といった新たな化学物質の問題の発生、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）で掲げられている化学肥料の使用量の低減（詳細は次ページ）等、肥料に関係する新たな課題への対応が重要となってきています。

◆ 緩効性肥料の輸入量の増加

緩効性肥料は国内メーカーの強みだが、輸入量も年々増加



出典：「ポケット肥料要覧」（農林統計協会）を基に作成

◆ 堆肥へのクロピラリドの移行



■ (参考) みどりの食料システム戦略 (肥料関係部分)

農林水産省では、令和3年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

本戦略では、以下の取組・技術の活用を通じて、2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減することを目指す姿のひとつに掲げています。

- ・有機農業の拡大
- ・耕畜連携による環境負荷軽減技術の導入
- ・作物の生育タイミングに合わせた肥効調整型肥料の高度化
- ・ドローンによるピンポイント施肥
- ・J-クレジット制度を活用した堆肥施用の促進
- ・安価で流通に適した有機質資材（ペレット等）の開発・普及
- ・AI等を活用した土壌診断
- ・土壌・作物データを活用したスマート施肥システムの実現
- ・未利用資源からの高度肥料成分回収技術の確立
- ・画期的に肥料利用効率の良いスーパー品種の育種と普及による減肥栽培の拡大
- ・土壌微生物機能の完全解明とフル活用による無肥料栽培の拡大

◆化学肥料の使用量低減に向けた取組 (「みどりの食料システム戦略」より)



■ 肥料法改正の概要

令和元（2019）年12月4日に、「肥料取締法の一部を改正する法律」が公布され、この改正により、①法律の題名の変更、②肥料の原料管理制度の導入、③肥料の配合に関する規制の見直し、④肥料の表示基準の整備といった改正が行われることとなりました。

① 法律の題名の変更

- 肥料業者自身による原料管理の義務付けや、届出肥料の拡大に伴い、法律の題名を「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正

② 肥料の原料管理制度の導入

- 肥料の原料として使えるものの規格を定め、利用できる原料を明確化
- 肥料の生産業者及び輸入業者に、原料帳簿の備付けを義務付け、使用した原料の虚偽宣伝を禁止し、原料の正確な表示を確保

③ 肥料の配合の規制に関する見直し

- 普通肥料（化学肥料等）と特殊肥料（堆肥等）を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料を、届出で生産できる制度を新設

④ 肥料の表示基準の整備

- 成分等の品質表示に加え、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の品質や効果に関する表示についても基準を定め、必要に応じて指示・公表・命令を可能に

■ 肥料法改正の経過

平成30年11月 ～平成31年1月	肥料取締制度に係る意見交換会を開催
平成31年4月 ～令和元年6月	規制改革推進会議による検討、答申
令和元年11月	第200回国会に「肥料取締法の一部を改正する法律案」を提出
令和元年12月	「肥料取締法の一部を改正する法律」公布

■ 改正法公布後の経過

法律の題名の変更、配合規制の見直し、表示ルールの見直し等

令和2年8月 ～11月	政令・省令・告示の公布
令和2年12月	施行

原料管理制度の導入、表示基準の整備、公定規格の見直し等

令和2年10月	政令公布
令和3年6月	省令・告示の公布
令和3年12月	施行

①法律の題名の変更

■法律の題名の変更

肥料取締法の前身となる法律は、明治32年に制定され、「肥料に異物を混入することを禁止し、罰する。」というシンプルな内容でした。

その後、昭和25年に「肥料取締法」が制定されて以降、法律は順次改正され、肥料業者自身が品質管理を行う仕組みが拡充されてきました。

今般の法改正では、国が審査する登録制の肥料の一部を業者が管理する届出制に移行するとともに、品質表示や帳簿管理といった業者が自ら行う品質管理が一層求められることとなりました。

このため、法律の内容に即した題名となるよう、「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に変更しました。

■改正のポイント

- ・原料帳簿の備え付けが義務化
- ・化成肥料の一部が届出で生産可能に
- ・緩効性肥料等の品質表示基準の導入



企業による自主的な品質管理が拡大

Q & A

法改正により、取締りが緩くなり、粗悪な肥料が出回るようになることはありませんか。

(答)

法改正によって、これまで行っている取締りの手を緩めることはありません。これまでどおり、肥料業者に対する立入検査等を通じて、必要な取締りを行っていきます。

「取締り」のことばを題名から外すのは、今般の法改正によって肥料業者自身による品質管理が一層求められることとなり、「取締り」という規制手法が占める相対的な位置づけが低下するためです。

②原料管理制度の導入

■原料規格の設定

産業副産物は、有害な物質が含まれていなければ、肥料の原料として積極的に利用することが重要です。

このため、肥料の原料として利用可能な産業副産物について規格（原料規格）を定め、明確化しました。

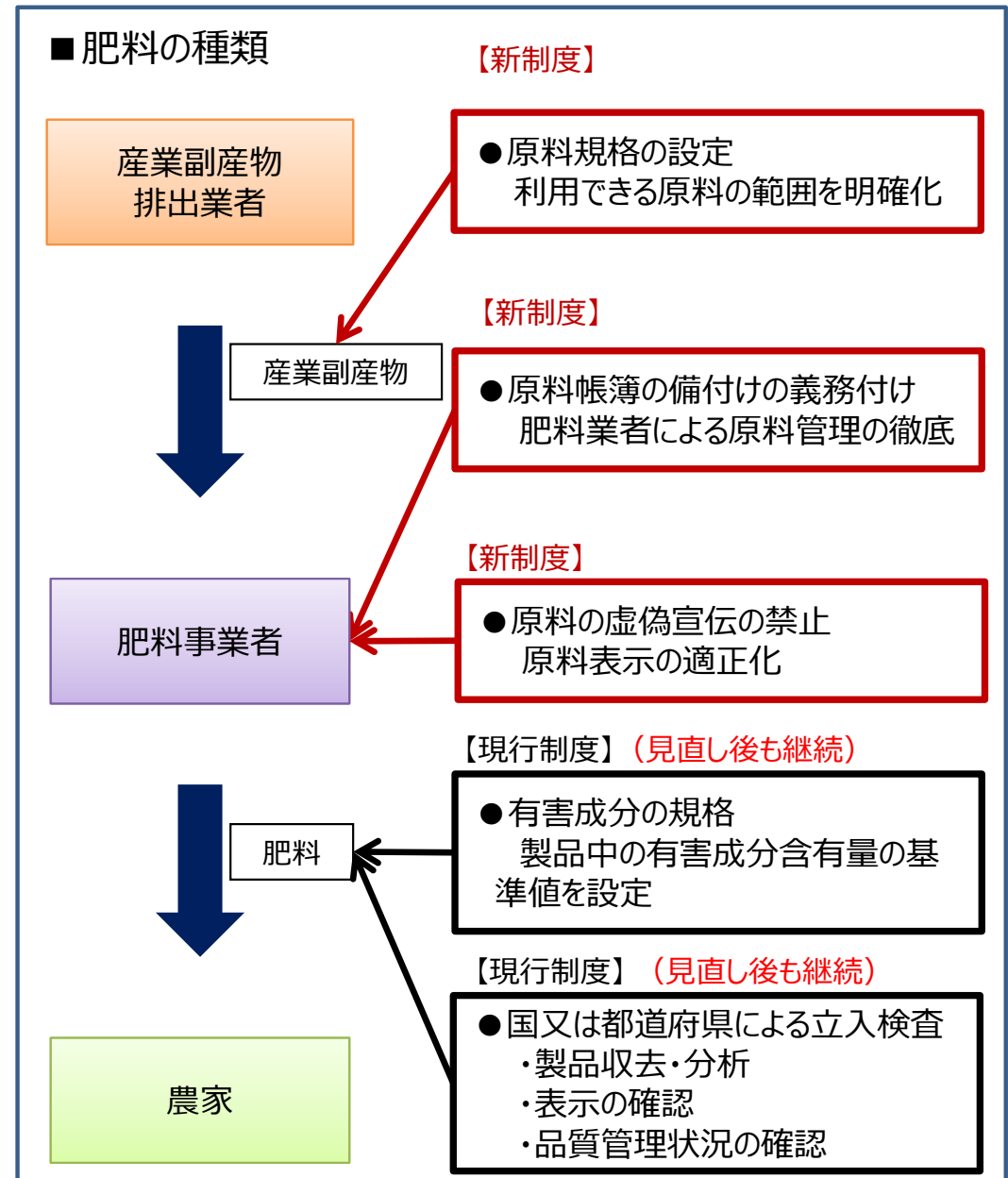
これにより、原料の安全性を確保するとともに、肥料登録の際に原料として使用できるかどうか判断しやすくなり、産業副産物の利用促進が期待されます。

■原料帳簿の備付けの義務付け

これまでは、肥料生産の際に生産数量等を管理する帳簿を備え付ける義務がありましたが、これに加え、原料についても、2年間の帳簿の備付けが義務となりました。これにより、肥料原料を事後に確認できるようになるとともに、原料の不正使用や配合ミスの防止につながることを期待されます。

■原料の虚偽宣伝の禁止

過去に、化学肥料が含まれているにもかかわらず、有機100%と宣伝するなど、原料の虚偽の宣伝により、有機農産物等を生産する農家が多大な被害を受けるという事案が発生しました。このことを踏まえ、製品の虚偽宣伝の禁止に加え、原料や肥料の効果に関する虚偽の宣伝についても禁止としました。



③肥料の配合に関する規制の見直し

■ 指定混合肥料

従来の指定配合肥料に加え、登録された普通肥料同士を水造粒以外の加工方法で生産した肥料についても届出での生産を可能としました。

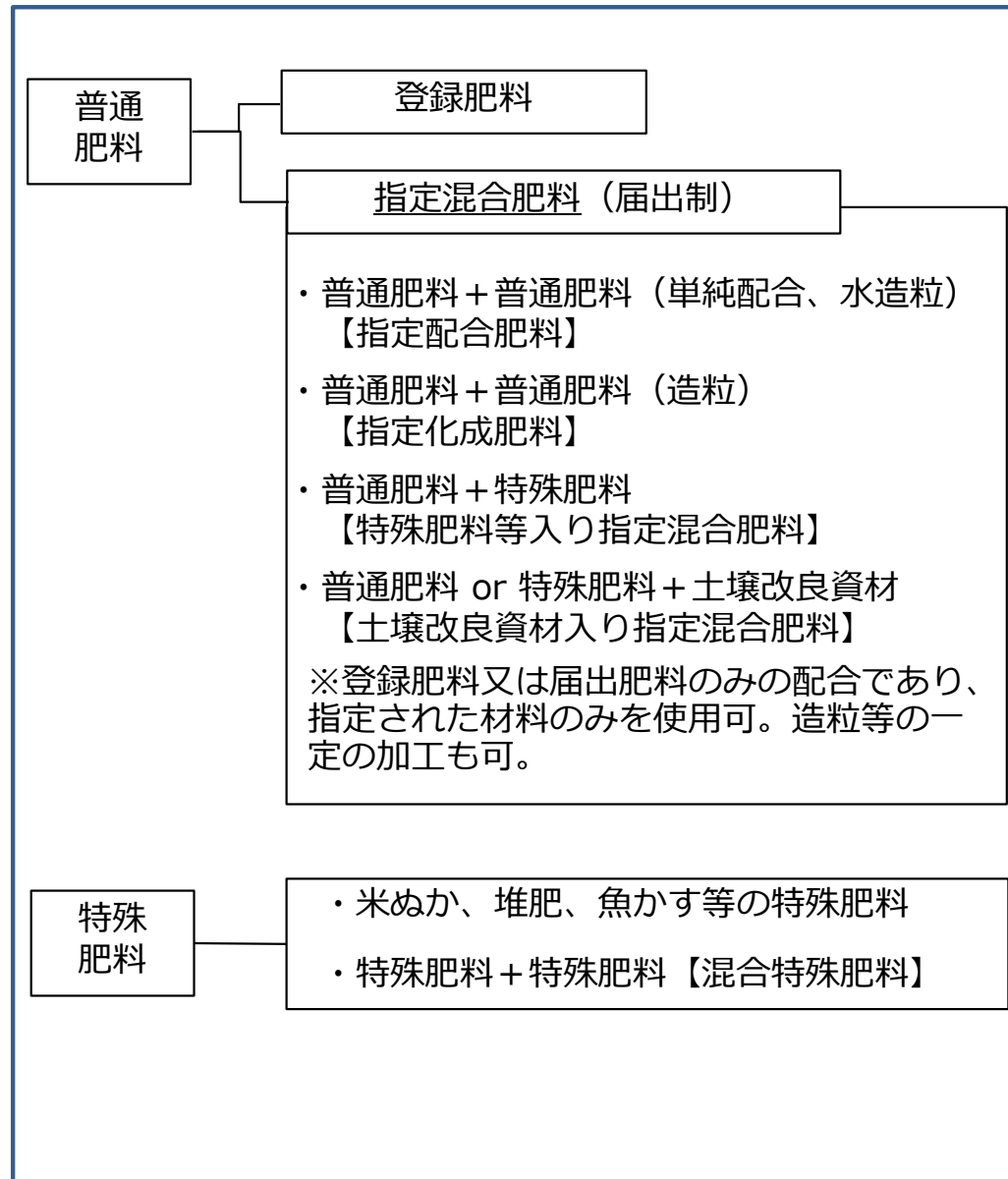
また、化成肥料と堆肥の配合など、従来認めていなかった普通肥料と特殊肥料の配合を可能とすることにより、土づくりに資する堆肥等の施用の拡大が期待されています。

さらに、肥料と土壌改良材を配合した肥料の生産も可能としました。

解説

これまでは、

- ① 含有成分の安定した普通肥料（化学肥料等）に、成分のバラツキが大きい特殊肥料（堆肥等）を混ぜると、正確な成分含有量が分からなくなってしまう
 - ② 水分の多い堆肥を混ぜると、化学反応が起きて品質が低下するおそれがある
- といった課題があり、原則として普通肥料と特殊肥料の配合を認めていませんでした。



③肥料の配合に関する規制の見直し (つづき)

■ 指定混合肥料の利便性の拡大

指定混合肥料の届出は、生産開始の1週間前までに行うこととし、従来の指定配合肥料の2週間前から緩和し、より機動的な生産が可能となりました。

また、指定混合肥料の含有分量については、分析値による保証を行うこととしました。これにより、原料で保証されていない成分を保証することが可能となりました。なお、指定混合肥料のうち、従来の指定配合肥料については、引き続き原料の保証値から計算で求めた値(設計値)での保証も可能としております。

これまで、アルカリ性肥料と酸性・中性肥料の組合せや液状肥料などは、品質の低下を引き起こすおそれが高いことから、これらの配合は認めていませんでした。しかしながら、新たな指定混合肥料では、製造後一定期間(4週間以上)後に、分析により品質低下しないことを確認することを条件に、配合を認めることとしました。

■ ポイント

- 届出が1週間前まで → 機動的な肥料生産が可能
- 分析値による保証 → 余剰成分や保証できなかった成分も保証が可能
- 酸性・中性肥料とアルカリ性肥料の組合せ → 配合の組合せの自由度が拡大

④法律事項以外の見直し

■公定規格の見直し

旧公定規格では、169種類の規格が設定されていましたが、原料規格の設定に合わせて、製造方法や性質が似ている一部の規格の統合等を行いました。

一方、複合肥料のうち、単一化合物の純度が高い肥料については、新たな規格を新設しました。

これらの見直しの結果、公定規格数は140種類となりました。

また、一部の規格について、含有すべき主成分の含有量の最小量を引き下げることにより、多様な産業副産物の利用を可能としました。また、副産系の肥料については、利用される原料が多様であり、微量元素なども潜在的に含有していることから、保証可能な主成分の範囲を拡大しました。

なお、旧規格で、登録の有効期間が3年のものについて、規格が制定されて一定期間が経過し、品質が安定している規格については、登録の有効期間を3年から6年に変更しました。

■公定規格の主な見直し内容

- 規格の統合
 - ・副産窒素肥料等を副産肥料に統合
 - ・液状の肥料の多くを液状肥料に統合
 - ・下水汚泥肥料等の6規格を統合 等
- 規格の新設
 - ・りん酸アンモア、りん酸加里、硝酸加里、硫酸カルシウム及び菌体肥料を新設
- 保証できる主成分の最小量の変更
 - ・アルカリ分 10%→5%
- 保証可能な主成分の範囲の拡大
- 登録の有効期間を3年から6年に拡大
 - ・りん酸マグネシウムアンモニウム、食品残さ加工肥料 等

④法律事項以外の見直し (つづき)

■ 単一化合物規格の新設

りん酸アンモニア等2つの成分を含む単一化合物で、純度が高いものについては、化合物ごとに新たに規格を設定し、高純度品であることをアピールできるようになりました。

なお、これらの化合物については、これまでどおり化成肥料として登録し、化成肥料として流通させることも可能です。

■ 登録の有効期間の見直し

登録の有効期間は、肥効・安全性の面で問題が生ずるおそれが高いかどうか等により、6年の規格と3年の規格が混在し、結果として公定規格が複雑でわかりにくいものとなっていました。今回の見直しにより、植害試験が必要な肥料については有効期間を3年、植害試験が不要な肥料については有効期間を6年とし、有効期間の分類を分かりやすいものにしました。

りん酸マグネシウムアンモニウム及び食品残さ加工肥料については、公定規格が設定されてから一定期間が経過し、品質が安定していることから、登録の有効期間を6年に変更しました。

■ 保証可能な成分の拡大

これまで、個々の公定規格は「窒素質肥料」や、「りん酸質肥料」といった肥料の種別のもとに位置付けられていました。肥料の種別ごとに保証可能な成分が定まっており、例えば窒素質肥料の下にある規格ではりん酸の保証はできないことになっていました。

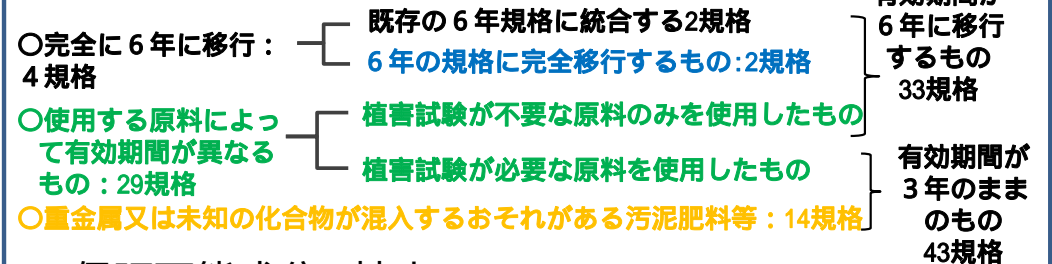
今回の見直しでは、肥料の種別について、大きくり名称としての役割は残すものの、保証可能な主成分の範囲の制限としての役割は廃止し、多くの主成分を保証できるようにしました。

◆ 規格を新設したもの

- ・りん酸アンモニア
- ・りん酸加里
- ・硝酸加里

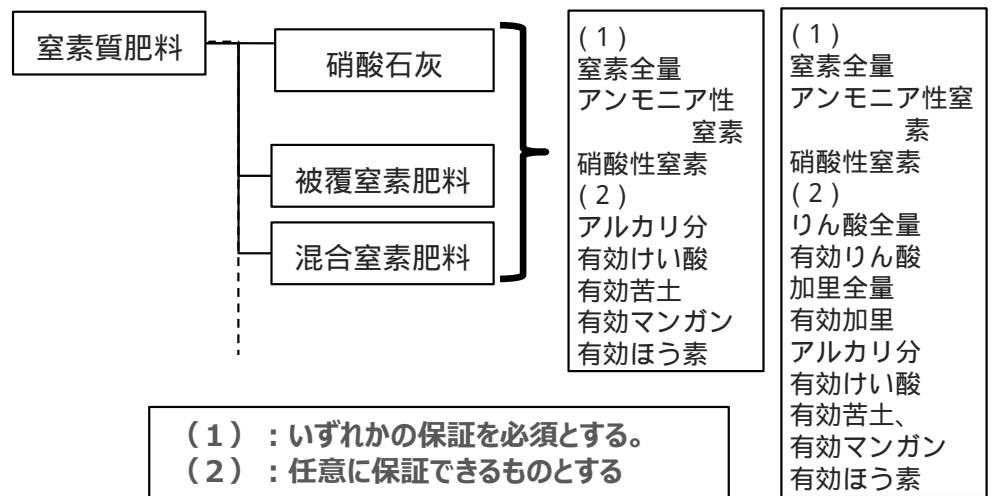
◆ 登録の有効期間の拡大

旧規格で有効期間3年の肥料(47規格)



◆ 保証可能成分の拡大

統合名称(旧規格の種別) 肥料の種類
(合計11種) (合計169種)



④法律事項以外の見直し (つづき)

■ 公定規格の統合と主成分の最小量の引き下げ

副産物を原料とした肥料は、旧公定規格では肥料の種別ごとにそれぞれ規格が設定されていました。

しかしながら、副産系の肥料は多くの肥料成分を含むものがあることから、従来の各副産系肥料の公定規格を一つの「副産肥料」の規格へと統合し、含有する主成分については選択して保証できる規格としました。また、最小量の規格の引き下げも行いました。

これにより、肥料生産の自由度を向上させることを狙っています。

■ 有効石灰と硫黄分の新設

カルシウムは、これまでアルカリ分の一部として保証していましたが、植物の生育に有効なカルシウムについては、有効石灰として保証できるようにしました。また、硫黄分についても同様に保証できるようにしました。

公定規格統合

改正前の副産系肥料

肥料の種類	主成分の最小量	原料の条件
副産窒素肥料	TN : 7.0%又は AN+NN : 7.0%	食品工業又は化学工業由来 (個別に審査されたもの)
副産りん酸肥料	CP:15.0%	食品工業又は化学工業由来 (個別に審査されたもの)
副産加里肥料	CK:25.0又は WK:9.0%	食品工業、繊維工業又は 化学工業由来 (個別に審査されたもの)
副産複合肥料	N+P+K : 5.0%	食品工業又は化学工業由来 (個別に審査されたもの)

改正後の副産肥料

肥料の種類	主成分の最小量	原料の条件	
副産肥料	TN:1.0 AN:1.0 NN:1.0 TP:1.0 SP:1.0 CP:1.0 WP:1.0 TK:1.0 CMn:0.10 WMn:0.10 CB:0.05 WB:0.05	いずれかを満 たせば最小濃 度規格に適合、 成分保証可能	原料規格に掲げる原料を使用したものであること

④法律事項以外の見直し (つづき)

■その他の見直し

(許容差)

- 立入検査時の保証値の確認における許容差を緩和しました。

(分析法)

- 肥料の主成分、有害成分等の分析方法について、最近の知見による分析法の進展を踏まえ、従来の「肥料分析法」から、FAMICが定める「肥料等試験法」に改めました。(令和2年4月1日運用開始)

(届出の電子化)

- 農林水産省が管理する肥料登録システムにアクセスすることにより、肥料の手続きに係る相談や自らのデータを利用したオンラインによる届出が可能となりました。(令和2年3月)

(動物性たんぱく質の表示の見直し)

- BSEのリスク管理として、めん羊又は山羊由来原料を使用した肥料(めん山羊由来肥料)については、使用が認められていませんでした。しかし、牛由来原料を使用した肥料と同様に一定の管理措置を行った上で、めん山羊由来肥料の出荷を再開しました。これに伴い、これまでの「牛由来」との表示を「牛等由来」に改正するとともに、原料事情等により牛等由来の原料を使用する場合がある豚等にも当該表示を行うことができるよう、ルールを見直しました。

■BSEのリスク管理に係る表示の見直し

・牛由来の原料を使用する際の表示(従来)

この肥料には、牛由来たんぱく質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。



「牛由来」
から
「牛等由来」に

・畜種の表示がない場合の表示

この肥料には、牛等由来たんぱく質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

・畜種の表示がある場合の表示

この肥料には、牛等由来たんぱく質(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

原料事情等により牛等由来原料を使用する場合がある豚等にも表示可

■ 新たな肥料を開発する意義

堆肥と化学肥料を配合した肥料などの新たな肥料により、**土づくりの促進のほか、省力化や農地土壌のデータに基づいた肥料の施用**が可能となります。

収量や品質の向上の余地が残されている土壌に対して、様々な知見を十分に活用し、現場に応じた活用しやすい新たな肥料やサービスの展開が求められています。

■ 堆肥と化学肥料を配合するメリット

- ① 散布に労力がかかる堆肥のデメリットを解消
- ② 成分が不安定で活用しにくい堆肥のデメリットを解消
- ③ 有機入り配合肥料をより**低コスト化**できる可能性
- ④ 地域に存在する様々な**未利用資源の肥料利用**の展開
- ⑤ 土壌データ等に基づく**オーダーメイド配合サービス**の展開
- ⑥ 堆肥の広域流通や利用拡大

<堆肥と化学肥料の配合によるメリット>

- 1 **土づくりと施肥が一度の作業で可能に**。ペレット化すれば、通常の散布機で散布可能に。



土づくり



施肥



別々の作業を
1度に!

- 2 堆肥の成分の**不足を化学肥料で補い、安定化**することで、**堆肥が使いやすい**。



堆肥

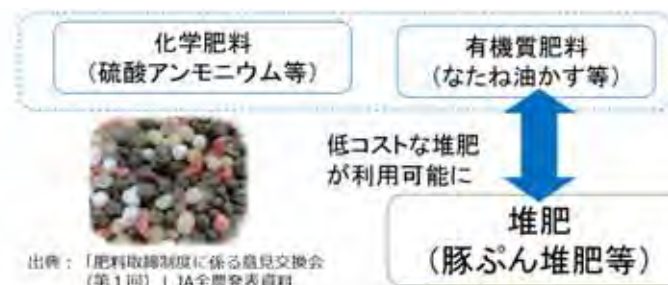


化学肥料



成分が安定
した堆肥に!

- 3 有機入り配合肥料の有機分原料の代わりに、堆肥を使用することで**低コスト**に。



■ 混合堆肥複合肥料について

2012年に堆肥と硫酸等の化学肥料の配合した肥料（混合堆肥複合肥料）の生産を条件付きで認めたところ、生産量が年々増加しています。

混合堆肥複合肥料は、使用原料等に制限があるものの、以下のような特徴を有しています。

<化成肥料と同じ特徴>

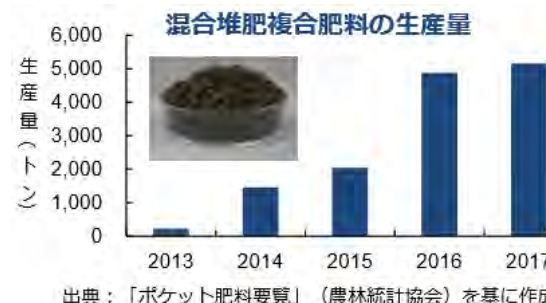
- ・粒状またはペレット状に造粒されており、**機械施肥にも対応**しているので、省力的に施用可
- ・造粒・成形により**リン酸の肥効が増進**されている
- ・過不足ない精密な施肥設計が可能

<化成肥料と異なる特徴>

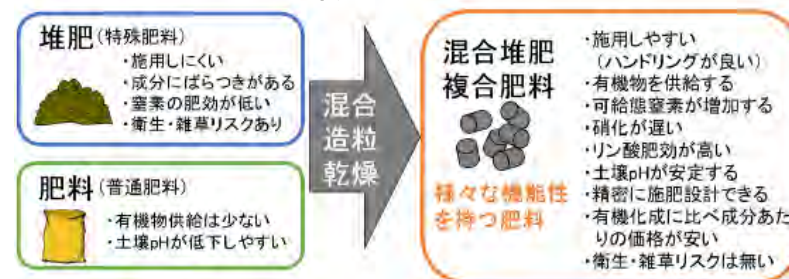
- ・混合堆肥複合肥料に含まれる堆肥由来有機物は、土壌中では分解しにくい**ため有機物供給効果が高い**。
- ・堆肥由来の有機態窒素を含むため、**地力窒素**（可給態窒素）として**土壌に残留**する窒素も多い。
- ・硝化が抑制されることにより窒素の肥効が増進し、さらに**土壌pHの低下を抑制**する。
- ・同等の肥料成分をもつ**有機化成と比較して、10～30%安価**である。

参考：「混合堆肥複合肥料の製造とその利用～家畜ふん堆肥の肥料原料化の促進～」(農研機構)

<混合堆肥複合肥料の生産量の推移>



<混合堆肥複合肥料の概要>



<混合堆肥複合肥料の公定規格>

		現行の公定規格 (R 3.12～)	参考：改正前 (～R3.12)
主成分の最小量 (窒素、りん酸、加里の合計)		2.0%	10.0%
有害成分の最大量		化成肥料と同じ	同左
原料とする堆肥	窒素全量	動物の排せつ物が主原料：2.0%以上 食品由来の有機質物が主原料：3.0%以上	同左
	窒素全量、りん酸全量、加里全量の合計量	5.0%以上	同左
	C/N比	(設定せず)	15以下

■混合堆肥複合肥料の科学的な評価

混合堆肥複合肥料を施用することにより、肥料コストそのものは慣行栽培よりもかかったとしても、労働費が減少するとともに、収量が増加することで、トータル的に収入が増加するとの知見も得られています。

混合堆肥複合肥料と有機化成及び有機入り配合肥料の有機物供給効果を検証した結果、混合堆肥複合肥料は有機化成肥料及び有機入り配合肥料と比べて1年後の炭素残存量が多く、有機物供給効果が高いことが確認されています。

詳細は、農研機構が発行している技術マニュアル「混合堆肥複合肥料の製造とその利用～家畜ふん堆肥の肥料原料化の促進～」を参照してください。

<URL>

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamph/let/tech-pamph/133583.html



<混合堆肥複合肥料の作物栽培事例>

○麦－大豆輪作ほ場において、混合堆肥複合肥料を麦追肥として1回施用。肥料コストは上がるものの、輪作収量を増加させ、かつ地力を向上させることができた事例を紹介します。

施肥コスト

(試算)

- 肥料価格 8,357円
- 散布回数 4回

(試算)

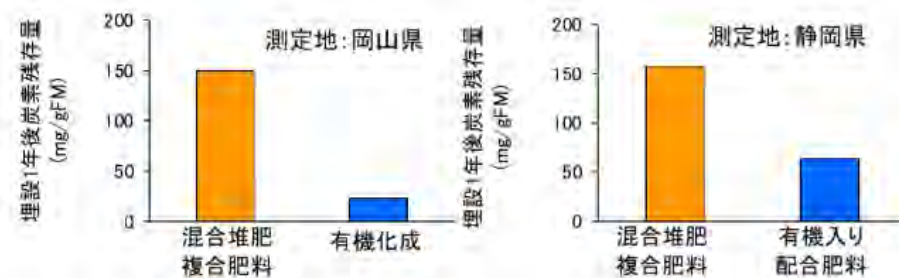
- 化成肥料 2,788円
- 混合堆肥複合肥料 16,000円
- 散布回数 2回

収量・収益 (10a当たり)

- 収量・収益の低下が懸念 (麦677kg、大豆235kg)
- 所得 119,806円

- 麦、大豆ともに収量が1割以上向上 (麦787kg、大豆260kg)
- 収益増により所得アップ(121,202円)

<有機物供給効果の比較>



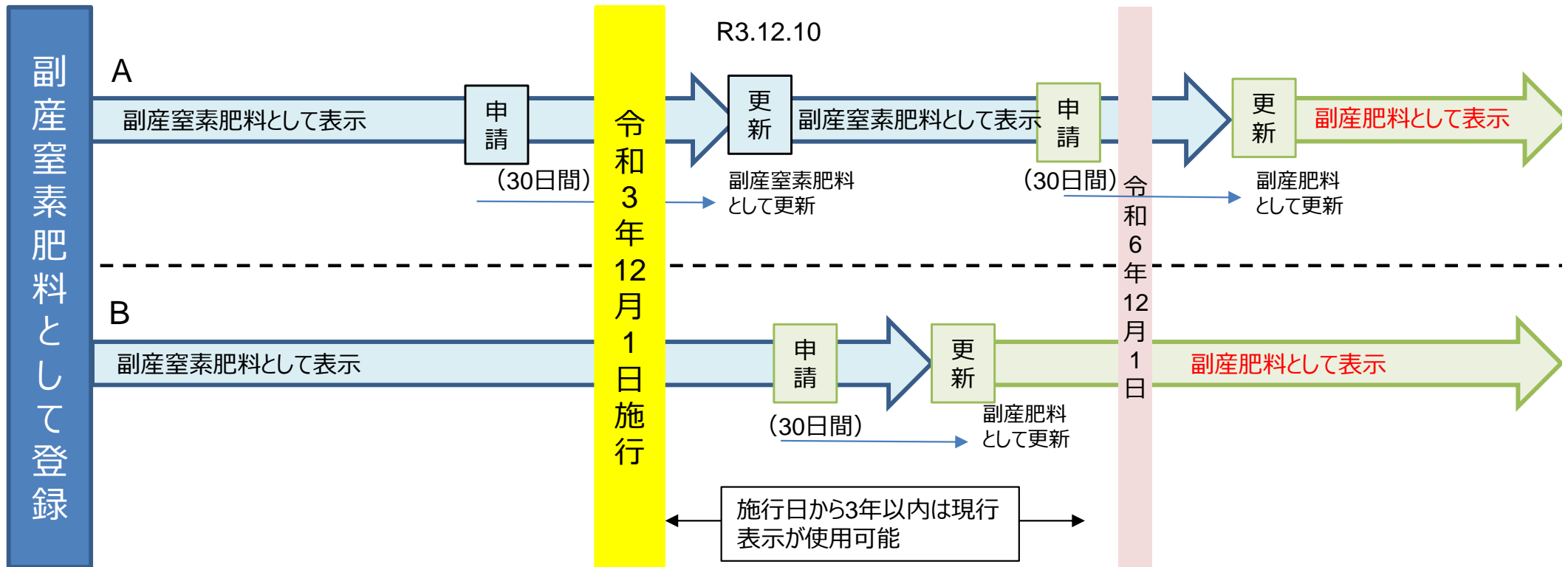
出典：「混合堆肥複合肥料の製造とその利用～家畜ふん堆肥の肥料原料化の促進～」(農研機構)

第17章 令和元年の肥料制度見直し (5) 経過措置

① 保証票の肥料の種類に係る経過措置

肥料の保証票に記載する肥料の種類について、副産窒素肥料のように公定規格の見直しにより肥料の種類が変更となる肥料に係る取扱いは以下のとおり。

- ① 保証票の肥料の種類は登録証の通り記載
- ② 施行の際にすでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が認められる

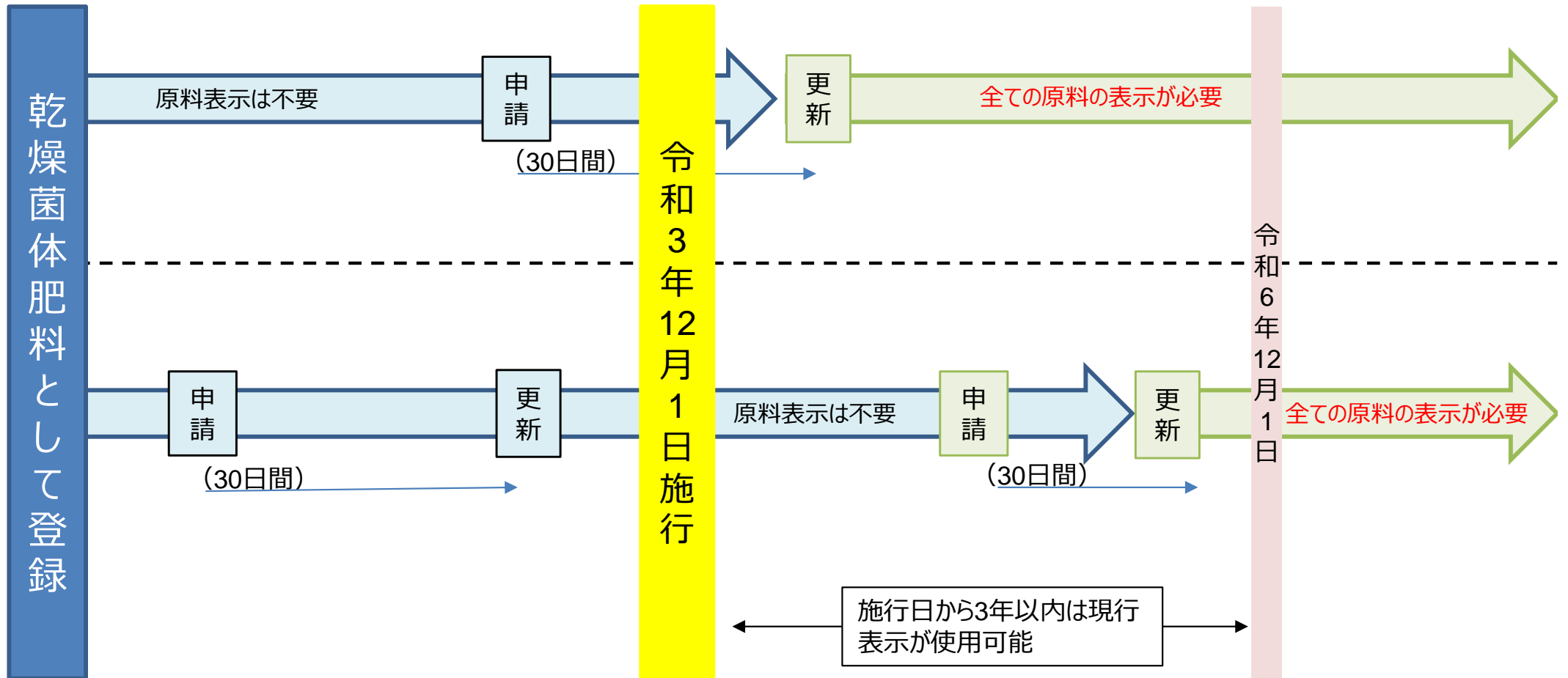


第17章 令和元年の肥料制度見直し (5) 経過措置

② 保証票の原料の表示に係る経過措置 (肥料の種類名が変わらない場合)

肥料の原料の種類の記事方法が施行により変更となる肥料の取扱いは以下のとおり。

- ① 施行後、初めての更新日以降は、新制度に従った表示が必要。
- ② すでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が認められる



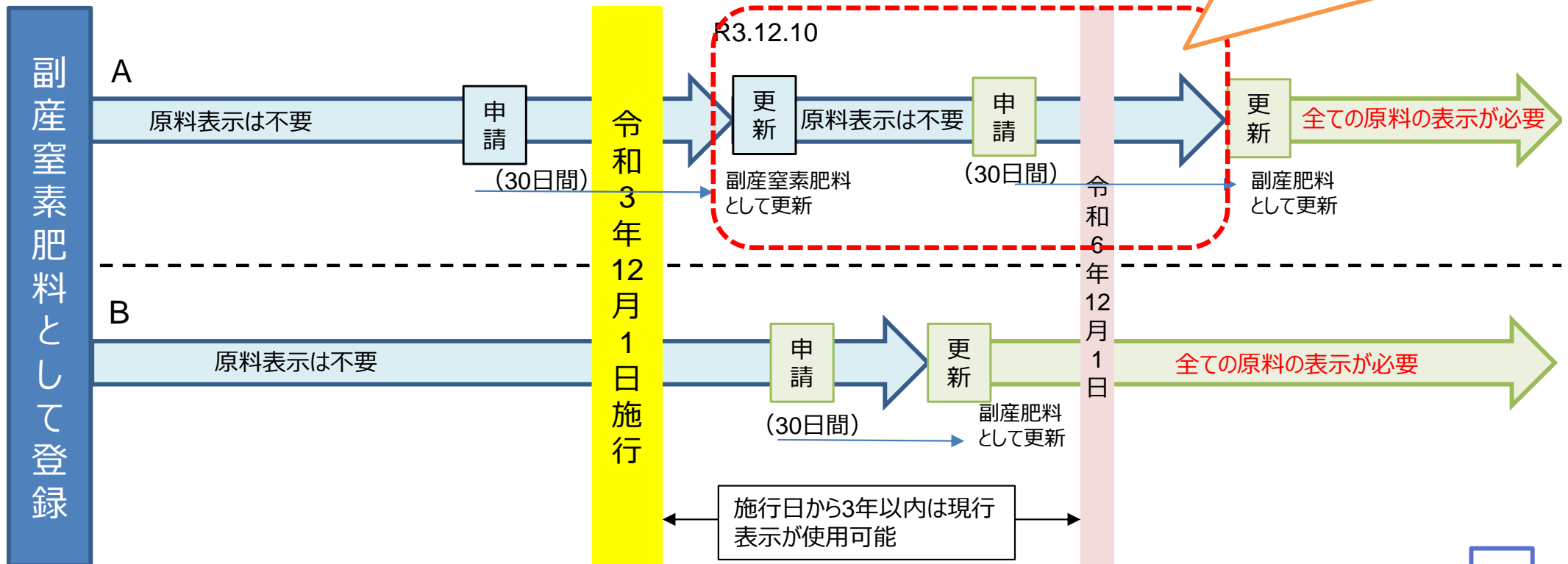
第17章 令和元年の肥料制度見直し (5) 経過措置

③ 保証票の原料の表示に係る経過措置 (肥料の種類名が変わる場合)

肥料の原料の種類の記事方法が施行により変更となる肥料の取扱いは以下のとおり。

- ① 施行後、初めての更新日以降は、新制度に従った表示が必要。
- ② ただし、更新タイミングにより、施行後においても旧規格名での登録が維持されるものについては、新制度の表示の対象にならないケースがある (例：副産窒素肥料→副産肥料)
- ③ すでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が認められる

施行後、初の更新により新制度の表示になるはずだが、登録が旧規格名のままのため、引き続き表示が不要



第17章 令和元年の肥料制度見直し (5) 経過措置

④ 指定混合肥料等の原料肥料の表示に係る経過措置

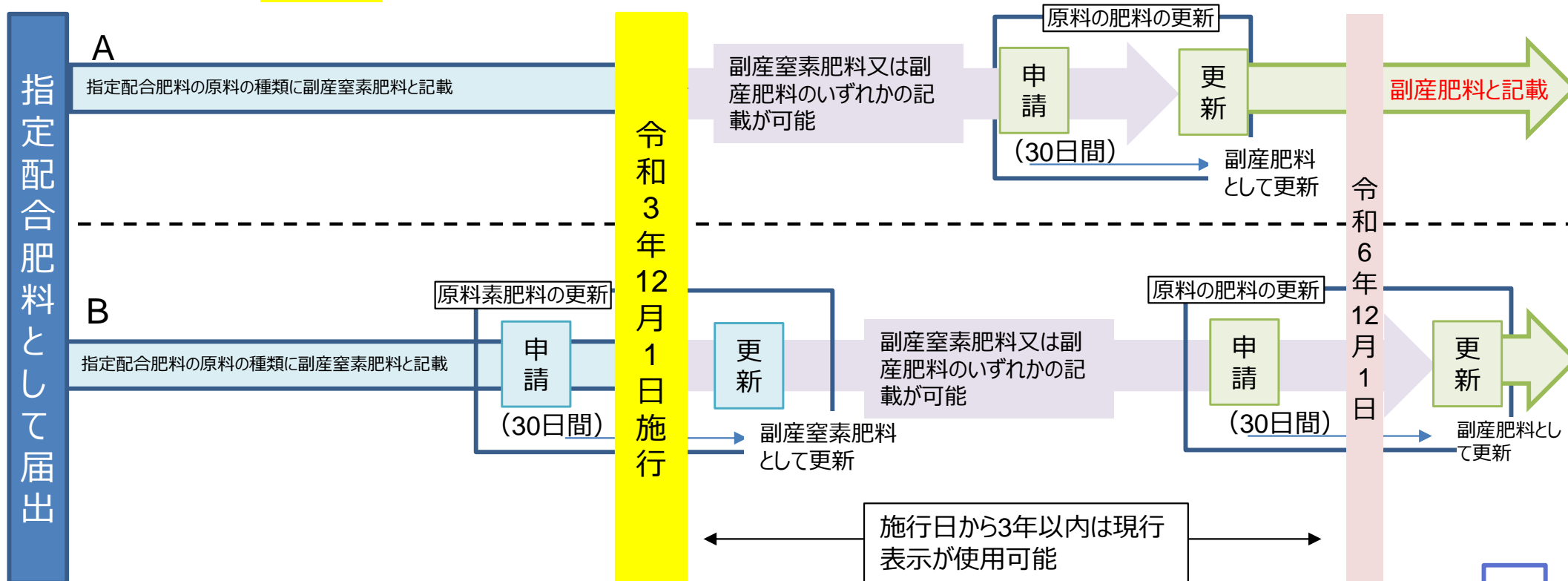
公定規格の改正により、種類名が変更となる肥料を指定混合肥料等の原料として使用する際の経過措置は、

- ① 更新により種類名が変わった肥料を原料として使用する場合は、その名称に従って原料表示を変更
- ② 更新以前で原料肥料が従前の種類名の場合であっても、新原料の種類で原料表示できる
- ③ すでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が可能

原料の肥料の種類が変わる場合の例（副産窒素肥料が副産肥料となる場合）

更新前：副産窒素肥料 + 配合肥料 + 塩化加里 → 指定配合肥料

更新後：副産肥料 + 配合肥料 + 塩化加里 → 指定配合肥料



令和元年の肥料制度見直しに関連し、表示の見直しが行われました。
以下の表示については、施行日以前に作成された包装容器では、当分の間、従前の表示が認められます。

動物性由来たん白質に係る表示見直し(令和2年4月1日施行)

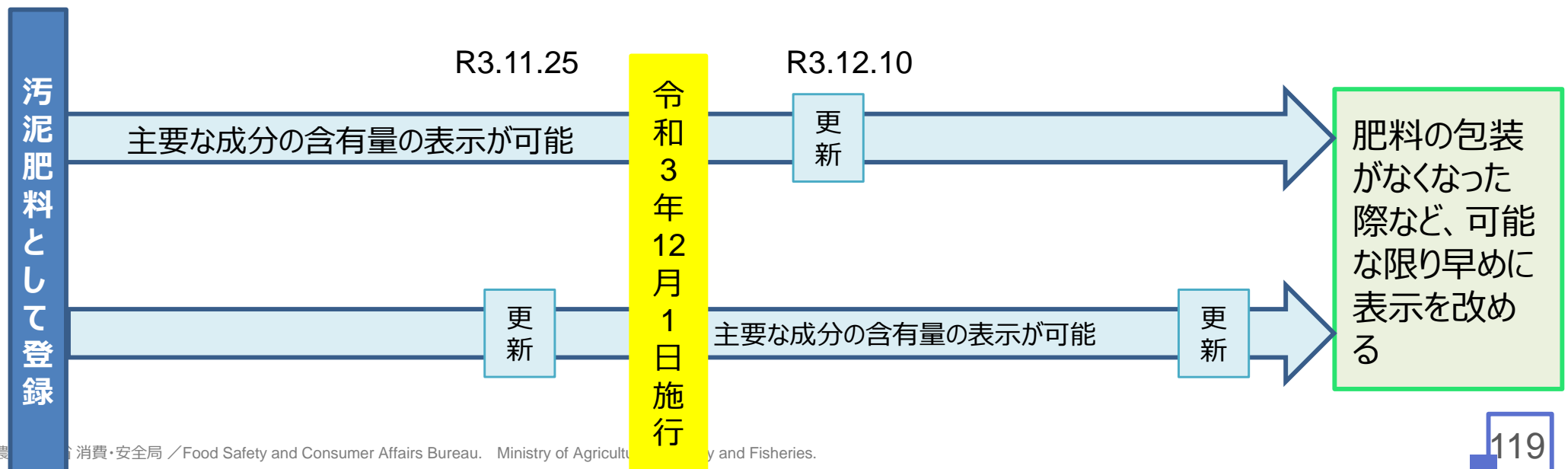
混合有機質肥料の窒素全量を保証又は含有する原料表示見直し(令和2年12月1日施行)

有機質肥料の原料表示で統合表示名称を用いた際の表示見直し(令和2年12月1日施行)

保証票の文字等の大きさ(8フォント以上)に係る表示見直し(令和2年12月1日施行)

保証票中の「主要な成分の含有量」から「主成分の含有量」に係る表示見直し(令和3年12月1日施行)

(例: 「主要な成分の含有量」→「主成分の含有量」に係る表示見直しの場合)



○法律

- ・[肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号）](#)

○政省令

- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和25年6月20日政令第198号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年6月20日農林省令第64号）](#)

○告示

- ・[肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号）](#)
- ・[特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林水産省告示第177号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行令第十条の規定に基づき尿素を含有する肥料等につき農林水産大臣が定める種類を定める件（昭和59年3月16日 農林水産省告示第696号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件（昭和59年3月16日 農林水産省告示第697号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件（昭和59年3月16日 農林水産省告示第698号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件（昭和59年3月16日 農林水産省告示第699号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和59年3月16日 農林水産省告示第700号）](#)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の二の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件（昭和61年2月22日 農林水産省告示第287号）](#)

○告示

- ・[肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件](#)（平成12年1月27日 農林水産省告示第 96号）
- ・[特殊肥料の品質表示基準を定める件](#)（平成12年 8月31日 農林水産省告示第1163号）
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件](#)（平成13年 5月10日 農林水産省告示第 643号）
- ・[肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件](#)（平成26年 7月2日 農林水産省告示第 875号）
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件](#)（平成26年 9月 1日 農林水産省告示第1145号）
- ・[肥料取締法施行規則第一条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定する材料を定める件](#)（平成28年12月19日 農林水産省告示第2531号）
- ・[肥料取締法施行規則第一条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する石灰質肥料を定める件](#)（平成28年12月19日 農林水産省告示第2532号）
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を定める件](#)（令和2年10月27日 農林水産省告示第2082号）
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ト及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する特殊肥料を定める件](#)（令和2年10月27日 農林水産省告示第2083号）
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号二及び第二号の規定に基づき、化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件](#)（令和 2年11月 5日 農林水産省告示第2159号）

○告示

- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件](#) (令和 2年11月 5日 農林水産省告示第2160号)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件](#) (令和 3年 6月14日 農林水産省告示第1015号)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件](#) (令和 3年 6月14日 農林水産省告示第1016号)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件](#) (令和 3年 6月14日 農林水産省告示第1017号)
- ・[肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件](#) (令和 3年 6月14日 農林水産省告示第1018号)

○通知

- ・[生産設備の賃借による肥料の生産について](#) (平成 9年 2月27日 9 農産第774号農産園芸局長通知)
- ・[肥料の委託生産に係る肥料取締法上の取扱いについて](#) (平成30年 8月29日30消安第2703号消費・安全局長通知)
- ・[「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について](#) (令和 2年12月1日 2 消安第3846号消費・安全局長通知)
- ・[「肥料取締法の一部を改正する法律」の一部の施行について](#) (令和 3年10月12日 3 消安第3183号消費・安全局長通知)

法令・告示のページへのリンク：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html#hourei

